

令和 7 年 3 月 5 日

第 2 回岩美町議会定例会議案
説 明 資 料

岩 美 町

岩美町代替バスの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後				改正前			
(設置) 第2条 民間バス運行廃止及び運行回数の著しい減少による地域住民の交通を確保し、福祉の向上を図るため、代替バスを次のとおり設置する。				(設置) 第2条 民間バス運行廃止及び運行回数の著しい減少による地域住民の交通を確保し、福祉の向上を図るため、代替バスを次のとおり設置する。			
路線の 名称	運送区間		運送 距離	路線の 名称	運送区間		運送 距離
	起点（終点）	終点（起点）			起点（終点）	終点（起点）	
小田線	岩美町大字 浦富 809 番地 2	岩美町大字 小田 168 番地 2	<u>18.60</u> キロメートル	小田線	岩美町大字 浦富 809 番地 2	岩美町大字 小田 168 番地 2	<u>19.06</u> キロメートル
田後・ 陸上線	岩美町大字 浦富 809 番地 2	岩美町大字 陸上 39 番地 1	<u>14.98</u> キロメートル	田後・ 陸上線	岩美町大字 浦富 809 番地 2	岩美町大字 陸上 39 番地 1	<u>15.44</u> キロメートル

歳入歳出予算構成表

令和6年度 一般会計

3月補正

(単位：千円、%)

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構 成 比	科 目	予 算 額	構 成 比
1 町 税	1,024,290	13.4	1 議 会 費	85,352	1.1
2 地方譲与税	60,500	0.8	2 総 務 費	1,398,109	18.4
3 利子割交付金	600	0.0	3 民 生 費	2,434,565	31.9
4 配当割交付金	5,200	0.1	4 衛 生 費	877,979	11.5
5 株式等譲渡所得割交付金	4,700	0.1	5 農林水産業費	357,605	4.7
6 法人事業税交付金	13,500	0.2	6 商 工 費	202,652	2.7
7 地方消費税交付金	252,100	3.3	7 土 木 費	636,107	8.4
8 ゴルフ場利用税交付金	300	0.0	8 消 防 費	245,642	3.2
9 自動車税環境性能割交付金	5,400	0.1	9 教 育 費	666,028	8.7
10 地方特例交付金	46,381	0.6	10 災害復旧費	1,000	0.0
11 地方交付税	3,665,689	48.1	11 公 債 費	719,194	9.4
12 交通安全対策特別交付金	500	0.0	12 予 備 費	2,000	0.0
13 分担金及び負担金	339	0.0			
14 使用料及び手数料	75,255	1.0			
15 国庫支出金	968,526	12.7			
16 県支出金	642,870	8.4			
17 財産収入	28,181	0.3			
18 寄 附 金	102,397	1.3			
19 繰 入 金	250,271	3.3			
20 繰 越 金	70,512	0.9			
21 諸 収 入	52,430	0.7			
22 町 債	356,292	4.7			
合 計	7,626,233	100.0	合 計	7,626,233	100.0

予 算 寄 附 金 明 細 書

令和6年度 一般会計

3月補正

(単位：千円)

事 業 名	補正前の 予 算 額	補正額	計	説 明
鳥取県市町村職員互助会公益目的財産寄附金	101		101	人口割
街路灯維持管理事業	2,004	△ 619	1,385	修繕 2,496千円×50/100 新設 150千円×50/100 250千円×25/100
町道新設改良事業	300		300	事業費 1,000千円×30/100
林道維持修繕事業	175	△ 94	81	事業費 539千円×30/100×50/100
ふるさと岩美まちづくり寄附金	97,187	3,343	100,530	ふるさと納税 3,000件 81,800千円 クラウドファンディング型ふるさと納税 1,540件 18,200千円 国頭村ふるさと納税災害支援代理受領分 530千円
合 計	99,767	2,630	102,397	

予 算 投 資 的 事 業

令和6年度 一般会計
普通建設事業費

3月補正
補助事業費

(単位:千円)

区	分	補正前の 予 算 額	補正額	計	財 源 内 訳				補 助 基 本 額	補助率	備 考
					国 県 支出金	地 方 債	分 担 金 負 担 金 寄 附 金	その他の 特定財源			
合併処理浄化槽設置整備事業		3,968	△ 819	3,149	国 812				国 2,436	1/3	合併処理浄化槽設置補助 5基
町行造林事業		855	△ 258	597	県 506				596	8.5/10	間伐 3.3ha
林道維持修繕事業		1,170	△ 631	539	県 229		寄 81		458	1/2	林道黒谷本谷線水路改良
林業・木材産業成長産業化促進対策事業		5,666		5,666	県 5,666				17,000	1/3	高性能林業機械整備補助
町道新設改良事業		278,800	△ 50,944	227,856	国 137,119	70,200 負	776	19,761	33,929 9,342 180,764	5.65/10 6.0/10 6.215/10	測量設計、舗装修繕、側溝修繕、橋梁修繕等
新規就農者総合支援事業		4,143		4,143	県 3,440				2,717 1,491 2720	3/4 1/3 1/3	農業用機械整備補助
小型旅客船等安全対策支援事業		1,986		1,986	県 992				国 4,359 県 2,979	2/3 1/3	安全設備購入費、設置費、改造費等
地域介護福祉空間整備事業交付金			14,213	14,213	国 12,052			2,161	7,730 8,644	10/10 1/2	トイレ、リビング改修 ブロック塀改修（ともしきの浜浦富）
計		296,588	△ 38,439	258,149	国 149,983 県 10,833	70,200 寄 81 負 776		26,276			

普通建設事業費

単独事業費

(単位:千円)

区	分	補正前の 予算額	補正額	計	財 源 内 訳					補助 基本額	補助率	備 考
					国 県 支出金	地 方 債	分 担 金 金 金 負 担 附 寄	その他の 特定財源	一般財源			
防災行政無線線改修事業		47,461		47,461		47,400			61			親卓更新、遠隔制御装置設置
情報通信施設管理運営事業		19,819		19,819				諸	18,250			電柱支障移転対応工事、 ケーブルテレビ等引込工事
ケーブルテレビ機器更新事業		14,527	△ 1,186	13,341		13,300			41			ヘッドエンド設備更新
交通安全施設整備事業		500		500				繰	200			カーブミラー、区画線等設置
たきさん温泉空調設備改修事業		10,109	△ 1,142	8,967				繰	167			空調設備更新工事
児童センター整備事業		27,342	△ 232	27,110		26,700			410			基本設計、実施設計
農業用機械等整備支援事業		9,146	△ 460	8,686	県 5,790				2,896	17,372	1/3	コンバイン、田植機等整備補助
単町耕地事業		2,331		2,331	県 1,165				1,166	2,331	1/2	農道修繕、水路改良
有害鳥獣捕獲固体処分事業		22,385	△ 1,771	20,614		9,200			11,414			捕獲固体一時冷凍保管庫施設等整備
陸上養殖推進事業		1,507		1,507	県 1,004				503	3,012	1/3	養殖場施設機械整備補助
東漁港浚渫事業		8,930	△ 904	8,026	県 4,674				3,352	7,920 1,429	1/2	浚渫工事、海底土砂溶出検査
田後公園転落防止柵改修事業		25,500	△ 140	25,360	県 1,587	4,100		諸 繰	473 18,200			転落防止柵改修
町道新設改良事業		31,000		31,000		30,000	寄 300		700			舗装修繕、側溝改良等
町道陸上中央線改良事業		3,000		3,000		3,000						仮設防護柵設置
町営住宅環境改善事業		14,171	△ 1,202	12,969					12,969			岩本団地外壁修繕工事
消防ポンプ積載車購入事業		19,118	△ 1,844	17,274		17,100			174			消防ポンプ積載車更新 3台
災害応急復旧事業		2,300		2,300	県 400				1,900	800	1/2	
岩美北小学校空調設備改修等事業		13,329	△ 679	12,650		11,000			1,650			校長室、保健室空調設備改修等
岩美北小学校屋内運動場改修事業		16,007	△ 4,149	11,858		11,800			58			屋内運動場屋根防水改修

普通建設事業費

単独事業費

(単位:千円)

区	分	補正前の 予算額	補正額	計	財 源 内 訳					補助 基本額	補助率	備 考
					国 県 支出金	地 方 債	分 担 金	その他の 特定財源	一般財源			
岩美南小学校屋上防水等改修等 事業		21,786	△ 3,450	18,336		17,400			936			職員室等防水改修、トップライト改修
岩美中学校環境改善事業		3,409	△ 297	3,112					3,112			屋外ステージ撤去等
計		313,677	△ 17,456	296,221	県 14,620	191,000	寄 300	諸 2,569 繰 27,300	60,432			
合 計		610,265	△ 55,895	554,370	国 149,983 県 25,453	261,200	寄 381 負 776	諸 2,569 繰 27,300	86,708			

岩美めぐみ館指定管理者仮基本協定書

岩美町（以下「甲」という。）と株式会社いわみ道の駅（以下「乙」という。）とは、岩美めぐみ館の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩美めぐみ館の設置及び管理に関する条例（令和2年岩美町条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う岩美めぐみ館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定管理者指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び備品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 基本協定による指定期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 甲が管理業務実施の対価として乙に支払う指定管理料の管理期間における総額は1,511,400円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、法令改正により消費税及び地方消費税率に変更が生じた場合は、年度協定書で相当額を加減し契約する。

2 指定管理料の額を変更すべき特別な理由が生じた場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 各年度の指定管理料の詳細については、年度協定で別途定める。

（事業計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（事業報告）

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 管理業務に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために町長等が必要と認める事項

(利用料金)

第9条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において、甲と協議のうえ、甲の承認を得て定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第10条 乙は、管理物件に係る利用料金を乙の収入として収受することができる。

(施設の修繕等)

第11条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。ただし、年度協定に定める指定管理料のうちの修繕料の額を超える修繕の必要が生じた場合には、その修繕を行う必要の生じた事由を勘案し、甲乙協議のうえ費用負担の割合を定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第13条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第14条 本業務の実施にあたり、甲が加入しなければならない保険は次のとおりとする。

- (1) 火災保険
- (2) 自然災害保険
- 2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。
 - (1) 施設損害賠償責任保険
 - (2) 第三者賠償保険
 - (3) 食品営業賠償共済保険

(指定の取消し等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不適当と認められるとき。
- (3) その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認め

られるとき。

- 2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

- 第16条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

- 第17条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

- 第18条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

- 第19条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例（平成15年岩美町条例第1号）並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

- 第20条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の決定)

- 第21条 この基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

なお、この協定について、甲が岩美町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年2月26日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町長 長 戸 清



乙 鳥取県岩美郡岩美町大字新井337番地4
株式会社いわみ道の駅
代表取締役 長 戸 清



道の駅きなんせ岩美指定管理者仮基本協定書

岩美町（以下「甲」という。）と株式会社いわみ道の駅（以下「乙」という。）とは、道の駅きなんせ岩美（以下「道の駅」という。）の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、道の駅きなんせ岩美の設置及び管理に関する条例（平成27年岩美町条例第23号。以下「条例」という。）第7条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う道の駅の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理の基準）

第2条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、条例並びに関係法令等のほか、管理業務仕様書並びに指定管理者指定申請書に従い、業務を実施しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び備品台帳によるものとする。
2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定の期間）

第4条 基本協定による指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。
2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理料）

第5条 乙が行う管理業務は無料でこれを行う。

（事業計画書）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

（業務報告）

第7条 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況について、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（事業報告）

第8条 乙は、毎事業年度終了後30日以内に、管理業務に係る次の事項を記載した事業報告書を甲に提出しその承認を得なければならない。
（1） 管理業務の実施状況
（2） 施設の利用状況
（3） 管理業務に係る経費の収支状況

(4) その他管理の実態を把握するために町長等が必要と認める事項

(利用料金)

第9条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において、甲と協議のうえ、甲の承認を得て定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第10条 乙は、管理物件に係る利用料金を乙の収入として収受することができる。

(施設の修繕等)

第11条 管理物件の維持補修、軽微な修繕については、乙が自己の責任において対応するものとする。ただし、大規模な維持補修、修繕の必要が生じた場合には、その修繕の生じた事由を勘案し、甲乙協議のうえ費用負担の割合を定めるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、故意又は過失により管理物件を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときはその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第13条 本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を負わせた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(保険)

第14条 本業務の実施にあたり、甲が加入しなければならない保険は次のとおりとする。

(1) 火災保険

(2) 自然災害保険

2 本業務の実施にあたり、乙は次の保険に加入するよう努めるものとする。

(1) 施設損害賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(3) 食品営業賠償共済保険

(指定の取消し等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取消し、又は、業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3) その他指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 乙が、この協定を解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。この場合、協定を解除することによって生じる損害の賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

(原状回復義務)

第16条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、管理業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第18条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについて、岩美町個人情報保護条例（平成15年岩美町条例第1号）並びに関係法令を遵守しなければならない。

(信義誠実の原則)

第20条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第21条 この基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

なお、この協定について、甲が岩美町議会の議決を得た後、乙に対してその旨を通知した日をもって本協定が成立したものとみなす。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年2月26日

甲 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町長 長戸 清

印

乙 鳥取県岩美郡岩美町大字新井337番地4
株式会社いわみ道の駅
代表取締役 長戸 清

印

第1条 職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(扶養手当) 第9条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 3 扶養手当の月額、は、<u>前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円</u> _____とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額、は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定</u>	(扶養手当) 第9条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 3 扶養手当の月額、は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u> _____ _____については1人につき6,500円、<u>前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円</u>とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>（以下「特定期間」という。）</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額、は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

める。

第10条 削除

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届出でなければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

(通勤手当) 第11条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項_____において「運賃相当額」という。） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	3 <u>扶養手当は、次の各号の一に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> (1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> (2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> (3) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (通勤手当) 第11条 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運
---	---

	<u>賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>
(2) 略	(2) 略
(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額 、第1号に定める額又は前号に定める額	(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額 <u>(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u>、第1号に定める額又は前号に定める額
3 <u>運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u>	
4 略	3 略
5 略	4 略
6 略	5 略
7 略	6 略
(単身赴任手当)	(単身赴任手当)
第11条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者 <u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> と別居することと	第11条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者 と別居することと

なった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったこと

_____に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員_____

_____その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

第18条 第8条第1項の規定に基づき任命権者が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として別に定める職員が臨時又は緊急の

なった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 略

3 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転

し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）

_____その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(管理職員特別勤務手当)

第18条 第8条第1項の規定に基づき任命権者が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として別に定める職員が臨時又は緊急の

必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の 午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 略

4 略

（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第25条の3 第4条第3項から第10項まで第9条から第10条 まで及び第11条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間 であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 としてする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 略

4 略

（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第25条の3 第4条第3項から第10項まで第9条から第10条の3 まで及び第11条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>
	2	184,600	231,500	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>
	3	185,800	233,000	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>
	4	186,900	234,500	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>
	5	188,000	236,000	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>
	6	189,700	237,500	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>
	7	191,300	239,000	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>
	8	192,900	240,500	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>
	9	194,500	242,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>
	10	196,200	243,400	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>
	11	197,800	244,800	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>
	12	199,400	246,200	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>
	13	201,000	247,400	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>
	14	202,700	248,600	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>
	2	184,600	231,500	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>
	3	185,800	233,000	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>
	4	186,900	234,500	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>
	5	188,000	236,000	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>
	6	189,700	237,500	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>
	7	191,300	239,000	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>
	8	192,900	240,500	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>
	9	194,500	242,000	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>
	10	196,200	243,400	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>
	11	197,800	244,800	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>
	12	199,400	246,200	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>
	13	201,000	247,400	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>
	14	202,700	248,600	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>

		00	00	00	00	00	00
15	204,4	249,8	<u>280,0</u>	<u>318,6</u>	<u>344,7</u>	<u>378,4</u>	
	00	00	00	00	00	00	
16	206,1	251,0	<u>281,2</u>	<u>320,2</u>	<u>346,2</u>	<u>380,2</u>	
	00	00	00	00	00	00	
17	207,4	252,1	<u>282,5</u>	<u>321,7</u>	<u>347,6</u>	<u>381,7</u>	
	00	00	00	00	00	00	
18	209,0	253,2	<u>283,8</u>	<u>323,4</u>	<u>349,3</u>	<u>383,5</u>	
	00	00	00	00	00	00	
19	210,6	254,3	<u>285,0</u>	<u>325,0</u>	<u>350,9</u>	<u>385,2</u>	
	00	00	00	00	00	00	
20	212,1	255,4	<u>286,2</u>	<u>326,6</u>	<u>352,5</u>	<u>386,8</u>	
	00	00	00	00	00	00	
21	213,6	256,4	<u>287,3</u>	<u>328,0</u>	<u>353,7</u>	<u>388,5</u>	
	00	00	00	00	00	00	
22	215,2	257,4	<u>288,5</u>	<u>329,7</u>	<u>355,2</u>	<u>389,9</u>	
	00	00	00	00	00	00	
23	216,8	258,4	<u>289,8</u>	<u>331,4</u>	<u>356,7</u>	<u>391,3</u>	
	00	00	00	00	00	00	
24	218,4	259,4	<u>291,1</u>	<u>333,0</u>	<u>358,2</u>	<u>392,7</u>	
	00	00	00	00	00	00	
25	220,0	260,4	<u>292,4</u>	<u>334,2</u>	<u>359,9</u>	<u>394,1</u>	
	00	00	00	00	00	00	
26	221,7	261,3	<u>293,4</u>	<u>336,1</u>	<u>361,7</u>	<u>395,3</u>	
	00	00	00	00	00	00	
27	223,0	262,2	<u>294,4</u>	<u>337,8</u>	<u>363,4</u>	<u>396,5</u>	
	00	00	00	00	00	00	
28	224,3	263,1	<u>295,5</u>	<u>339,4</u>	<u>365,1</u>	<u>397,5</u>	
	00	00	00	00	00	00	
29	225,6	263,9	<u>296,6</u>	<u>340,9</u>	<u>366,5</u>	<u>398,6</u>	
	00	00	00	00	00	00	
30	226,7	264,7	<u>297,8</u>	<u>342,5</u>	<u>367,8</u>	<u>399,8</u>	
	00	00	00	00	00	00	
31	227,8	265,5	<u>298,9</u>	<u>344,1</u>	<u>369,0</u>	<u>400,9</u>	
	00	00	00	00	00	00	
32	228,9	266,3	<u>300,1</u>	<u>345,7</u>	<u>370,4</u>	<u>402,0</u>	

		00	00	00	00	00	00
15	204,4	249,8	<u>275,3</u>	<u>306,7</u>	<u>331,7</u>	<u>358,5</u>	
	00	00	00	00	00	00	
16	206,1	251,0	<u>276,4</u>	<u>307,9</u>	<u>333,4</u>	<u>360,1</u>	
	00	00	00	00	00	00	
17	207,4	252,1	<u>277,4</u>	<u>309,1</u>	<u>335,0</u>	<u>361,7</u>	
	00	00	00	00	00	00	
18	209,0	253,2	<u>278,7</u>	<u>310,7</u>	<u>336,7</u>	<u>363,5</u>	
	00	00	00	00	00	00	
19	210,6	254,3	<u>280,0</u>	<u>312,3</u>	<u>338,4</u>	<u>365,0</u>	
	00	00	00	00	00	00	
20	212,1	255,4	<u>281,2</u>	<u>313,9</u>	<u>340,0</u>	<u>366,6</u>	
	00	00	00	00	00	00	
21	213,6	256,4	<u>282,5</u>	<u>315,4</u>	<u>341,5</u>	<u>368,0</u>	
	00	00	00	00	00	00	
22	215,2	257,4	<u>283,8</u>	<u>317,0</u>	<u>343,1</u>	<u>369,6</u>	
	00	00	00	00	00	00	
23	216,8	258,4	<u>285,0</u>	<u>318,6</u>	<u>344,7</u>	<u>371,2</u>	
	00	00	00	00	00	00	
24	218,4	259,4	<u>286,2</u>	<u>320,2</u>	<u>346,2</u>	<u>372,7</u>	
	00	00	00	00	00	00	
25	220,0	260,4	<u>287,3</u>	<u>321,7</u>	<u>347,6</u>	<u>374,6</u>	
	00	00	00	00	00	00	
26	221,7	261,3	<u>288,5</u>	<u>323,4</u>	<u>349,3</u>	<u>376,5</u>	
	00	00	00	00	00	00	
27	223,0	262,2	<u>289,8</u>	<u>325,0</u>	<u>350,9</u>	<u>378,4</u>	
	00	00	00	00	00	00	
28	224,3	263,1	<u>291,1</u>	<u>326,6</u>	<u>352,5</u>	<u>380,2</u>	
	00	00	00	00	00	00	
29	225,6	263,9	<u>292,4</u>	<u>328,0</u>	<u>353,7</u>	<u>381,7</u>	
	00	00	00	00	00	00	
30	226,7	264,7	<u>293,4</u>	<u>329,7</u>	<u>355,2</u>	<u>383,5</u>	
	00	00	00	00	00	00	
31	227,8	265,5	<u>294,4</u>	<u>331,4</u>	<u>356,7</u>	<u>385,2</u>	
	00	00	00	00	00	00	
32	228,9	266,3	<u>295,5</u>	<u>333,0</u>	<u>358,2</u>	<u>386,8</u>	

		00	00	00	00	00	00
33	230,0	267,0	301,3	347,4	371,5	402,7	
	00	00	00	00	00	00	
34	231,1	267,8	302,6	349,2	372,4	403,4	
	00	00	00	00	00	00	
35	232,2	268,6	303,9	351,0	373,4	404,1	
	00	00	00	00	00	00	
36	233,3	269,3	305,2	352,8	374,5	404,8	
	00	00	00	00	00	00	
37	234,4	270,0	306,5	354,3	375,3	405,4	
	00	00	00	00	00	00	
38	235,4	270,8	307,8	355,7	376,2	406,0	
	00	00	00	00	00	00	
39	236,4	271,6	309,1	357,1	377,1	406,5	
	00	00	00	00	00	00	
40	237,3	272,3	310,4	358,5	377,9	406,9	
	00	00	00	00	00	00	
41	238,2	273,0	311,7	360,0	378,7	407,3	
	00	00	00	00	00	00	
42	239,1	273,8	313,0	360,8	379,5	407,5	
	00	00	00	00	00	00	
43	239,9	274,6	314,3	361,8	380,3	407,8	
	00	00	00	00	00	00	
44	240,7	275,3	315,4	362,8	381,0	408,1	
	00	00	00	00	00	00	
45	241,4	276,0	316,3	363,7	381,7	408,4	
	00	00	00	00	00	00	
46	242,0	276,7	317,6	364,8	382,4	408,7	
	00	00	00	00	00	00	
47	242,6	277,4	318,9	365,7	383,1	409,0	
	00	00	00	00	00	00	
48	243,2	278,1	320,2	366,7	383,8	409,3	
	00	00	00	00	00	00	
49	243,8	278,8	321,4	367,6	384,3	409,5	
	00	00	00	00	00	00	
50	244,4	279,5	322,7	368,3	384,9	409,8	

		00	00	00	00	00	00
33	230,0	267,0	296,6	334,2	359,9	388,5	
	00	00	00	00	00	00	
34	231,1	267,8	297,8	336,1	361,7	389,9	
	00	00	00	00	00	00	
35	232,2	268,6	298,9	337,8	363,4	391,3	
	00	00	00	00	00	00	
36	233,3	269,3	300,1	339,4	365,1	392,7	
	00	00	00	00	00	00	
37	234,4	270,0	301,3	340,9	366,5	394,1	
	00	00	00	00	00	00	
38	235,4	270,8	302,6	342,5	367,8	395,3	
	00	00	00	00	00	00	
39	236,4	271,6	303,9	344,1	369,0	396,5	
	00	00	00	00	00	00	
40	237,3	272,3	305,2	345,7	370,4	397,5	
	00	00	00	00	00	00	
41	238,2	273,0	306,5	347,4	371,5	398,6	
	00	00	00	00	00	00	
42	239,1	273,8	307,8	349,2	372,4	399,8	
	00	00	00	00	00	00	
43	239,9	274,6	309,1	351,0	373,4	400,9	
	00	00	00	00	00	00	
44	240,7	275,3	310,4	352,8	374,5	402,0	
	00	00	00	00	00	00	
45	241,4	276,0	311,7	354,3	375,3	402,7	
	00	00	00	00	00	00	
46	242,0	276,7	313,0	355,7	376,2	403,4	
	00	00	00	00	00	00	
47	242,6	277,4	314,3	357,1	377,1	404,1	
	00	00	00	00	00	00	
48	243,2	278,1	315,4	358,5	377,9	404,8	
	00	00	00	00	00	00	
49	243,8	278,8	316,3	360,0	378,7	405,4	
	00	00	00	00	00	00	
50	244,4	279,5	317,6	360,8	379,5	406,0	

		00	00	00	00	00	00
51	245,0	280,2	323,9	369,0	385,5	410,1	
	00	00	00	00	00	00	
52	245,5	280,9	325,1	369,6	386,2	410,4	
	00	00	00	00	00	00	
53	246,0	281,5	326,4	370,0	386,6	410,6	
	00	00	00	00	00	00	
54	246,4	282,2	327,5	370,6	387,2	410,9	
	00	00	00	00	00	00	
55	246,7	282,8	328,6	371,3	387,8	411,2	
	00	00	00	00	00	00	
56	247,0	283,5	329,7	372,0	388,3	411,5	
	00	00	00	00	00	00	
57	247,3	284,1	330,4	372,3	388,7	411,7	
	00	00	00	00	00	00	
58	247,6	284,8	331,3	373,0	389,3	412,0	
	00	00	00	00	00	00	
59	247,9	285,4	332,0	373,7	389,9	412,3	
	00	00	00	00	00	00	
60	248,2	286,1	332,8	374,3	390,4	412,5	
	00	00	00	00	00	00	
61	248,5	286,7	333,6	374,6	390,8	412,7	
	00	00	00	00	00	00	
62	248,8	287,4	334,0	375,1	391,3	413,0	
	00	00	00	00	00	00	
63	249,1	288,0	334,6	375,7	391,8	413,3	
	00	00	00	00	00	00	
64	249,4	288,5	335,3	376,3	392,4	413,5	
	00	00	00	00	00	00	
65	249,7	289,0	336,1	376,6	392,7	413,7	
	00	00	00	00	00	00	
66	250,0	289,6	336,8	377,2	393,1	414,0	
	00	00	00	00	00	00	
67	250,3	290,1	337,5	377,9	393,5	414,3	
	00	00	00	00	00	00	
68	250,6	290,7	338,1	378,5	393,9	414,5	

		00	00	00	00	00	00
51	245,0	280,2	318,9	361,8	380,3	406,5	
	00	00	00	00	00	00	
52	245,5	280,9	320,2	362,8	381,0	406,9	
	00	00	00	00	00	00	
53	246,0	281,5	321,4	363,7	381,7	407,3	
	00	00	00	00	00	00	
54	246,4	282,2	322,7	364,8	382,4	407,5	
	00	00	00	00	00	00	
55	246,7	282,8	323,9	365,7	383,1	407,8	
	00	00	00	00	00	00	
56	247,0	283,5	325,1	366,7	383,8	408,1	
	00	00	00	00	00	00	
57	247,3	284,1	326,4	367,6	384,3	408,4	
	00	00	00	00	00	00	
58	247,6	284,8	327,5	368,3	384,9	408,7	
	00	00	00	00	00	00	
59	247,9	285,4	328,6	369,0	385,5	409,0	
	00	00	00	00	00	00	
60	248,2	286,1	329,7	369,6	386,2	409,3	
	00	00	00	00	00	00	
61	248,5	286,7	330,4	370,0	386,6	409,5	
	00	00	00	00	00	00	
62	248,8	287,4	331,3	370,6	387,2	409,8	
	00	00	00	00	00	00	
63	249,1	288,0	332,0	371,3	387,8	410,1	
	00	00	00	00	00	00	
64	249,4	288,5	332,8	372,0	388,3	410,4	
	00	00	00	00	00	00	
65	249,7	289,0	333,6	372,3	388,7	410,6	
	00	00	00	00	00	00	
66	250,0	289,6	334,0	373,0	389,3	410,9	
	00	00	00	00	00	00	
67	250,3	290,1	334,6	373,7	389,9	411,2	
	00	00	00	00	00	00	
68	250,6	290,7	335,3	374,3	390,4	411,5	

		00	00	00	00	00	00
69	250,9	291,2	338,6	378,9	394,2	414,7	
	00	00	00	00	00	00	
70	251,2	291,7	339,2	379,4	394,5	415,0	
	00	00	00	00	00	00	
71	251,5	292,3	339,7	380,0	394,8	415,3	
	00	00	00	00	00	00	
72	251,8	292,9	340,3	380,5	395,0	415,5	
	00	00	00	00	00	00	
73	252,1	293,4	340,6	381,0	395,2	415,7	
	00	00	00	00	00	00	
74	252,4	293,9	341,1	381,6	395,5		
	00	00	00	00	00		
75	252,7	294,3	341,5	382,1	395,8		
	00	00	00	00	00		
76	253,0	294,6	341,9	382,4	396,0		
	00	00	00	00	00		
77	253,3	294,8	342,3	382,8	396,2		
	00	00	00	00	00		
78	253,6	295,1	342,8	383,3	396,5		
	00	00	00	00	00		
79	253,9	295,3	343,3	383,7	396,8		
	00	00	00	00	00		
80	254,2	295,6	343,8	384,1	397,0		
	00	00	00	00	00		
81	254,5	295,8	344,1	384,5	397,2		
	00	00	00	00	00		
82	254,8	296,0	344,5	385,0	397,5		
	00	00	00	00	00		
83	255,1	296,3	344,9	385,4	397,8		
	00	00	00	00	00		
84	255,4	296,5	345,3	385,8	398,0		
	00	00	00	00	00		
85	255,7	296,8	345,6	386,1	398,2		
	00	00	00	00	00		
86	256,0	297,1	346,0				

		00	00	00	00	00	00
69	250,9	291,2	336,1	374,6	390,8	411,7	
	00	00	00	00	00	00	
70	251,2	291,7	336,8	375,1	391,3	412,0	
	00	00	00	00	00	00	
71	251,5	292,3	337,5	375,7	391,8	412,3	
	00	00	00	00	00	00	
72	251,8	292,9	338,1	376,3	392,4	412,5	
	00	00	00	00	00	00	
73	252,1	293,4	338,6	376,6	392,7	412,7	
	00	00	00	00	00	00	
74	252,4	293,9	339,2	377,2	393,1	413,0	
	00	00	00	00	00	00	
75	252,7	294,3	339,7	377,9	393,5	413,3	
	00	00	00	00	00	00	
76	253,0	294,6	340,3	378,5	393,9	413,5	
	00	00	00	00	00	00	
77	253,3	294,8	340,6	378,9	394,2	413,7	
	00	00	00	00	00	00	
78	253,6	295,1	341,1	379,4	394,5	414,0	
	00	00	00	00	00	00	
79	253,9	295,3	341,5	380,0	394,8	414,3	
	00	00	00	00	00	00	
80	254,2	295,6	341,9	380,5	395,0	414,5	
	00	00	00	00	00	00	
81	254,5	295,8	342,3	381,0	395,2	414,7	
	00	00	00	00	00	00	
82	254,8	296,0	342,8	381,6	395,5	415,0	
	00	00	00	00	00	00	
83	255,1	296,3	343,3	382,1	395,8	415,3	
	00	00	00	00	00	00	
84	255,4	296,5	343,8	382,4	396,0	415,5	
	00	00	00	00	00	00	
85	255,7	296,8	344,1	382,8	396,2	415,7	
	00	00	00	00	00	00	
86	256,0	297,1	344,5	383,3	396,5		

		00							
105		302,7							
		00							
106		303,0							
		00							
107		303,3							
		00							
108		303,6							
		00							
109		303,8							
		00							
110		304,2							
		00							
111		304,6							
		00							
112		304,9							
		00							
113		305,1							
		00							
114		305,3							
		00							
115		305,6							
		00							
116		306,0							
		00							
117		306,2							
		00							
118		306,4							
		00							
119		306,7							
		00							
120		307,0							
		00							
121		307,4							
		00							
122		307,6							

		00							
105		302,7							
		00							
106		303,0							
		00							
107		303,3							
		00							
108		303,6							
		00							
109		303,8							
		00							
110		304,2							
		00							
111		304,6							
		00							
112		304,9							
		00							
113		305,1							
		00							
114		305,3							
		00							
115		305,6							
		00							
116		306,0							
		00							
117		306,2							
		00							
118		306,4							
		00							
119		306,7							
		00							
120		307,0							
		00							
121		307,4							
		00							
122		307,6							

時間勤務職員以外の職員	4	194,900	231,300	<u>265,400</u>	<u>284,100</u>	<u>319,200</u>	<u>365,600</u>	<u>420,600</u>
	5	196,900	232,500	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>320,600</u>	<u>367,200</u>	<u>422,400</u>
	6	198,900	233,600	<u>267,000</u>	<u>285,500</u>	<u>322,200</u>	<u>368,800</u>	<u>424,000</u>
	7	200,900	234,600	<u>267,800</u>	<u>286,200</u>	<u>323,700</u>	<u>370,400</u>	<u>425,600</u>
	8	202,700	235,600	<u>268,600</u>	<u>287,000</u>	<u>325,200</u>	<u>372,000</u>	<u>427,100</u>
	9	204,500	236,700	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>326,700</u>	<u>373,600</u>	<u>428,600</u>
	10	206,400	237,900	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>328,300</u>	<u>375,600</u>	<u>429,900</u>
	11	208,300	239,200	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>329,800</u>	<u>377,600</u>	<u>431,200</u>
	12	210,400	240,500	<u>271,800</u>	<u>290,200</u>	<u>331,300</u>	<u>379,600</u>	<u>432,500</u>
	13	212,100	241,800	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>332,800</u>	<u>381,000</u>	<u>433,800</u>
	14	214,100	243,100	<u>273,400</u>	<u>291,600</u>	<u>334,400</u>	<u>382,700</u>	<u>435,000</u>
	15	216,300	244,400	<u>274,200</u>	<u>293,000</u>	<u>335,900</u>	<u>384,400</u>	<u>436,200</u>
	16	218,400	245,600	<u>275,000</u>	<u>294,200</u>	<u>337,400</u>	<u>386,100</u>	<u>437,300</u>
	17	220,500	246,800	<u>275,800</u>	<u>295,400</u>	<u>338,900</u>	<u>387,800</u>	<u>438,500</u>
	18	221,600	248,000	<u>276,600</u>	<u>296,600</u>	<u>340,400</u>	<u>389,900</u>	<u>439,600</u>
	19	222,700	249,200	<u>277,400</u>	<u>297,800</u>	<u>342,900</u>	<u>390,600</u>	<u>440,800</u>
	20	223,800	250,400	<u>278,200</u>	<u>299,000</u>	<u>343,400</u>	<u>392,300</u>	<u>442,000</u>
	21	224,900	251,500	<u>279,000</u>	<u>300,200</u>	<u>344,900</u>	<u>393,600</u>	<u>443,200</u>
時間勤務職員以外の職員	4	194,900	231,300	<u>261,900</u>	<u>281,000</u>	<u>308,000</u>	<u>346,100</u>	<u>386,400</u>
	5	196,900	232,500	<u>263,000</u>	<u>281,800</u>	<u>309,500</u>	<u>347,700</u>	<u>388,600</u>
	6	198,900	233,600	<u>263,800</u>	<u>282,600</u>	<u>310,000</u>	<u>349,400</u>	<u>391,000</u>
	7	200,900	234,600	<u>264,600</u>	<u>283,400</u>	<u>312,500</u>	<u>351,600</u>	<u>393,200</u>
	8	202,700	235,600	<u>265,400</u>	<u>284,200</u>	<u>313,000</u>	<u>352,800</u>	<u>396,000</u>
	9	204,500	236,700	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>315,500</u>	<u>354,600</u>	<u>398,200</u>
	10	206,400	237,900	<u>267,000</u>	<u>285,600</u>	<u>316,000</u>	<u>355,800</u>	<u>400,400</u>
	11	208,300	239,200	<u>267,800</u>	<u>286,400</u>	<u>317,500</u>	<u>357,600</u>	<u>403,600</u>
	12	210,400	240,500	<u>268,600</u>	<u>287,200</u>	<u>319,000</u>	<u>359,400</u>	<u>405,800</u>
	13	212,100	241,800	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>320,500</u>	<u>360,600</u>	<u>407,000</u>
	14	214,100	243,100	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>322,000</u>	<u>362,800</u>	<u>409,200</u>
	15	216,300	244,400	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>323,500</u>	<u>364,400</u>	<u>411,400</u>
	16	218,400	245,600	<u>271,800</u>	<u>290,200</u>	<u>325,000</u>	<u>365,600</u>	<u>413,600</u>
	17	220,500	246,800	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>326,500</u>	<u>367,800</u>	<u>415,800</u>
	18	221,600	248,000	<u>273,400</u>	<u>291,600</u>	<u>328,000</u>	<u>368,600</u>	<u>416,000</u>
	19	222,700	249,200	<u>274,200</u>	<u>293,000</u>	<u>329,500</u>	<u>370,800</u>	<u>418,200</u>
	20	223,800	250,400	<u>275,000</u>	<u>294,200</u>	<u>331,000</u>	<u>372,400</u>	<u>420,400</u>
	21	224,900	251,500	<u>275,800</u>	<u>295,400</u>	<u>332,500</u>	<u>373,600</u>	<u>422,600</u>

22	225,	252,	279,	301,	346,	394,	443,	
	800	400	900	400	400	900	900	
23	226,	253,	280,	302,	347,	396,	444,	
	700	200	800	600	900	200	300	
24	227,	254,	281,	303,	349,	397,	445,	
	600	000	600	800	400	300	000	
25	228,	254,	282,	305,	350,	398,	445,	
	500	800	400	000	900	400	500	
26	229,	255,	283,	306,	352,	399,	445,	
	400	600	300	200	400	500	900	
27	230,	256,	284,	307,	353,	400,	446,	
	300	400	200	300	900	600	300	
28	231,	257,	285,	308,	355,	401,	446,	
	200	200	000	500	300	700	700	
29	232,	258,	285,	309,	356,	402,	447,	
	100	000	800	800	700	500	100	
30	233,	258,	286,	311,	358,	403,	447,	
	000	800	900	000	300	300	500	
31	233,	259,	287,	312,	359,	404,	447,	
	900	600	900	200	800	100	900	
32	234,	260,	288,	313,	361,	404,	448,	
	800	400	900	400	300	900	200	
33	235,	261,	289,	314,	362,	405,	448,	
	600	200	900	600	500	300	500	
34	236,	262,	291,	315,	363,	405,	448,	
	400	000	000	700	600	900	900	
35	237,	262,	292,	316,	364,	406,	449,	
	200	700	000	900	800	400	200	
36	238,	263,	293,	318,	365,	406,	449,	
	000	500	000	100	900	800	500	
37	238,	264,	294,	319,	366,	407,	449,	
	800	400	000	300	900	200	800	
38	239,	265,	295,	320,	367,	407,		
	600	200	000	600	700	400		
39	240,	266,	296,	321,	368,	407,		
	400	000	000	900	700	700		

22	225,	252,	276,	296,	334,	375,	424,	
	800	400	600	600	400	600	000	
23	226,	253,	277,	297,	335,	377,	425,	
	700	200	400	800	900	600	600	
24	227,	254,	278,	299,	337,	379,	427,	
	600	000	200	000	400	600	100	
25	228,	254,	279,	300,	338,	381,	428,	
	500	800	000	200	900	000	600	
26	229,	255,	279,	301,	340,	382,	429,	
	400	600	900	400	500	700	900	
27	230,	256,	280,	302,	342,	384,	431,	
	300	400	800	600	100	400	200	
28	231,	257,	281,	303,	343,	386,	432,	
	200	200	600	800	600	100	500	
29	232,	258,	282,	305,	344,	387,	433,	
	100	000	400	000	900	800	800	
30	233,	258,	283,	306,	346,	389,	435,	
	000	800	300	200	400	300	000	
31	233,	259,	284,	307,	347,	390,	436,	
	900	600	200	300	900	800	200	
32	234,	260,	285,	308,	349,	392,	437,	
	800	400	000	500	400	300	300	
33	235,	261,	285,	309,	350,	393,	438,	
	600	200	800	800	900	600	500	
34	236,	262,	286,	311,	352,	394,	439,	
	400	000	900	000	400	900	600	
35	237,	262,	287,	312,	353,	396,	440,	
	200	700	900	200	900	200	800	
36	238,	263,	288,	313,	355,	397,	442,	
	000	500	900	400	300	300	000	
37	238,	264,	289,	314,	356,	398,	443,	
	800	400	900	600	700	400	100	
38	239,	265,	291,	315,	358,	399,	443,	
	600	200	000	700	300	500	900	
39	240,	266,	292,	316,	359,	400,	444,	
	400	000	000	900	800	600	300	

40	241,	266,	<u>297,</u>	<u>323,</u>	<u>369,</u>	<u>408,</u>	
	200	800	<u>000</u>	<u>100</u>	<u>800</u>	<u>000</u>	
41	241,	267,	<u>298,</u>	<u>324,</u>	<u>370,</u>	<u>408,</u>	
	800	600	<u>000</u>	<u>000</u>	<u>800</u>	<u>300</u>	
42	242,	268,	<u>299,</u>	<u>325,</u>	<u>371,</u>	<u>408,</u>	
	400	400	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>800</u>	<u>600</u>	
43	243,	269,	<u>300,</u>	<u>326,</u>	<u>372,</u>	<u>408,</u>	
	000	200	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>800</u>	<u>900</u>	
44	243,	270,	<u>301,</u>	<u>327,</u>	<u>373,</u>	<u>409,</u>	
	500	000	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>200</u>	
45	244,	270,	<u>302,</u>	<u>328,</u>	<u>374,</u>	<u>409,</u>	
	000	700	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>500</u>	<u>400</u>	
46	244,	271,	<u>303,</u>	<u>329,</u>	<u>375,</u>	<u>409,</u>	
	600	500	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>300</u>	<u>700</u>	
47	245,	272,	<u>304,</u>	<u>330,</u>	<u>376,</u>	<u>410,</u>	
	100	300	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>200</u>	<u>000</u>	
48	245,	273,	<u>305,</u>	<u>331,</u>	<u>377,</u>	<u>410,</u>	
	500	100	<u>800</u>	<u>600</u>	<u>000</u>	<u>300</u>	
49	245,	273,	<u>306,</u>	<u>332,</u>	<u>377,</u>	<u>410,</u>	
	900	800	<u>900</u>	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>500</u>	
50	246,	274,	<u>308,</u>	<u>333,</u>	<u>378,</u>	<u>410,</u>	
	400	600	<u>000</u>	<u>500</u>	<u>300</u>	<u>800</u>	
51	246,	275,	<u>309,</u>	<u>334,</u>	<u>379,</u>	<u>411,</u>	
	900	300	<u>100</u>	<u>500</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	
52	247,	276,	<u>310,</u>	<u>335,</u>	<u>379,</u>	<u>411,</u>	
	400	000	<u>200</u>	<u>400</u>	<u>900</u>	<u>400</u>	
53	247,	276,	<u>311,</u>	<u>335,</u>	<u>380,</u>	<u>411,</u>	
	700	700	<u>200</u>	<u>900</u>	<u>300</u>	<u>600</u>	
54	248,	277,	<u>312,</u>	<u>336,</u>	<u>381,</u>		
	000	400	<u>200</u>	<u>800</u>	<u>000</u>		
55	248,	278,	<u>313,</u>	<u>337,</u>	<u>381,</u>		
	300	100	<u>200</u>	<u>500</u>	<u>700</u>		
56	248,	278,	<u>314,</u>	<u>338,</u>	<u>382,</u>		
	600	800	<u>200</u>	<u>400</u>	<u>300</u>		
57	248,	279,	<u>315,</u>	<u>339,</u>	<u>382,</u>		
	900	500	<u>200</u>	<u>100</u>	<u>700</u>		

40	241,	266,	<u>293,</u>	<u>318,</u>	<u>361,</u>	<u>401,</u>	<u>445,</u>
	200	800	<u>000</u>	<u>100</u>	<u>300</u>	<u>700</u>	<u>000</u>
41	241,	267,	<u>294,</u>	<u>319,</u>	<u>362,</u>	<u>402,</u>	<u>445,</u>
	800	600	<u>000</u>	<u>300</u>	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>500</u>
42	242,	268,	<u>295,</u>	<u>320,</u>	<u>363,</u>	<u>403,</u>	<u>445,</u>
	400	400	<u>000</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>300</u>	<u>900</u>
43	243,	269,	<u>296,</u>	<u>321,</u>	<u>364,</u>	<u>404,</u>	<u>446,</u>
	000	200	<u>000</u>	<u>900</u>	<u>800</u>	<u>100</u>	<u>300</u>
44	243,	270,	<u>297,</u>	<u>323,</u>	<u>365,</u>	<u>404,</u>	<u>446,</u>
	500	000	<u>000</u>	<u>100</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>700</u>
45	244,	270,	<u>298,</u>	<u>324,</u>	<u>366,</u>	<u>405,</u>	<u>447,</u>
	000	700	<u>000</u>	<u>000</u>	<u>900</u>	<u>300</u>	<u>100</u>
46	244,	271,	<u>299,</u>	<u>325,</u>	<u>367,</u>	<u>405,</u>	<u>447,</u>
	600	500	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>500</u>
47	245,	272,	<u>300,</u>	<u>326,</u>	<u>368,</u>	<u>406,</u>	<u>447,</u>
	100	300	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>700</u>	<u>400</u>	<u>900</u>
48	245,	273,	<u>301,</u>	<u>327,</u>	<u>369,</u>	<u>406,</u>	<u>448,</u>
	500	100	<u>400</u>	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>200</u>
49	245,	273,	<u>302,</u>	<u>328,</u>	<u>370,</u>	<u>407,</u>	<u>448,</u>
	900	800	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>200</u>	<u>500</u>
50	246,	274,	<u>303,</u>	<u>329,</u>	<u>371,</u>	<u>407,</u>	<u>448,</u>
	400	600	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>400</u>	<u>900</u>
51	246,	275,	<u>304,</u>	<u>330,</u>	<u>372,</u>	<u>407,</u>	<u>449,</u>
	900	300	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>700</u>	<u>200</u>
52	247,	276,	<u>305,</u>	<u>331,</u>	<u>373,</u>	<u>408,</u>	<u>449,</u>
	400	000	<u>800</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>000</u>	<u>500</u>
53	247,	276,	<u>306,</u>	<u>332,</u>	<u>374,</u>	<u>408,</u>	<u>449,</u>
	700	700	<u>900</u>	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>300</u>	<u>800</u>
54	248,	277,	<u>308,</u>	<u>333,</u>	<u>375,</u>	<u>408,</u>	
	000	400	<u>000</u>	<u>500</u>	<u>300</u>	<u>600</u>	
55	248,	278,	<u>309,</u>	<u>334,</u>	<u>376,</u>	<u>408,</u>	
	300	100	<u>100</u>	<u>500</u>	<u>200</u>	<u>900</u>	
56	248,	278,	<u>310,</u>	<u>335,</u>	<u>377,</u>	<u>409,</u>	
	600	800	<u>200</u>	<u>400</u>	<u>000</u>	<u>200</u>	
57	248,	279,	<u>311,</u>	<u>335,</u>	<u>377,</u>	<u>409,</u>	
	900	500	<u>200</u>	<u>900</u>	<u>500</u>	<u>400</u>	

58	249, 200	280, 200	<u>316,</u> <u>200</u>	<u>339,</u> <u>400</u>	<u>383,</u> <u>200</u>		
59	249, 500	280, 900	<u>317,</u> <u>200</u>	<u>339,</u> <u>900</u>	<u>383,</u> <u>800</u>		
60	249, 800	281, 500	<u>318,</u> <u>100</u>	<u>340,</u> <u>500</u>	<u>384,</u> <u>400</u>		
61	250, 100	282, 100	<u>319,</u> <u>000</u>	<u>341,</u> <u>100</u>	<u>384,</u> <u>800</u>		
62	250, 400	282, 800	<u>319,</u> <u>800</u>	<u>341,</u> <u>800</u>	<u>385,</u> <u>300</u>		
63	250, 700	283, 500	<u>320,</u> <u>500</u>	<u>342,</u> <u>500</u>	<u>385,</u> <u>800</u>		
64	251, 000	284, 100	<u>321,</u> <u>200</u>	<u>343,</u> <u>100</u>	<u>386,</u> <u>300</u>		
65	251, 300	284, 700	<u>321,</u> <u>800</u>	<u>343,</u> <u>800</u>	<u>386,</u> <u>900</u>		
66	251, 600	285, 400	<u>322,</u> <u>500</u>	<u>344,</u> <u>300</u>	<u>387,</u> <u>400</u>		
67	251, 900	286, 100	<u>323,</u> <u>100</u>	<u>344,</u> <u>900</u>	<u>388,</u> <u>000</u>		
68	252, 200	286, 700	<u>323,</u> <u>700</u>	<u>345,</u> <u>500</u>	<u>388,</u> <u>600</u>		
69	252, 500	287, 300	<u>324,</u> <u>300</u>	<u>345,</u> <u>800</u>	<u>389,</u> <u>100</u>		
70	252, 800	288, 000	<u>324,</u> <u>500</u>	<u>346,</u> <u>400</u>	<u>389,</u> <u>600</u>		
71	253, 100	288, 700	<u>325,</u> <u>000</u>	<u>346,</u> <u>900</u>	<u>390,</u> <u>100</u>		
72	253, 300	289, 300	<u>325,</u> <u>500</u>	<u>347,</u> <u>400</u>	<u>390,</u> <u>600</u>		
73	253, 500	289, 900	<u>326,</u> <u>100</u>	<u>347,</u> <u>900</u>	<u>390,</u> <u>900</u>		
74	253, 800	290, 400	<u>326,</u> <u>600</u>	<u>348,</u> <u>400</u>	<u>391,</u> <u>400</u>		
75	254, 100	290, 800	<u>327,</u> <u>100</u>	<u>348,</u> <u>900</u>	<u>391,</u> <u>800</u>		

58	249, 200	280, 200	<u>312,</u> <u>200</u>	<u>336,</u> <u>800</u>	<u>378,</u> <u>300</u>	<u>409,</u> <u>700</u>		
59	249, 500	280, 900	<u>313,</u> <u>200</u>	<u>337,</u> <u>500</u>	<u>379,</u> <u>100</u>	<u>410,</u> <u>000</u>		
60	249, 800	281, 500	<u>314,</u> <u>200</u>	<u>338,</u> <u>400</u>	<u>379,</u> <u>900</u>	<u>410,</u> <u>300</u>		
61	250, 100	282, 100	<u>315,</u> <u>200</u>	<u>339,</u> <u>100</u>	<u>380,</u> <u>300</u>	<u>410,</u> <u>500</u>		
62	250, 400	282, 800	<u>316,</u> <u>200</u>	<u>339,</u> <u>400</u>	<u>381,</u> <u>000</u>	<u>410,</u> <u>800</u>		
63	250, 700	283, 500	<u>317,</u> <u>200</u>	<u>339,</u> <u>900</u>	<u>381,</u> <u>700</u>	<u>411,</u> <u>100</u>		
64	251, 000	284, 100	<u>318,</u> <u>100</u>	<u>340,</u> <u>500</u>	<u>382,</u> <u>300</u>	<u>411,</u> <u>400</u>		
65	251, 300	284, 700	<u>319,</u> <u>000</u>	<u>341,</u> <u>100</u>	<u>382,</u> <u>700</u>	<u>411,</u> <u>600</u>		
66	251, 600	285, 400	<u>319,</u> <u>800</u>	<u>341,</u> <u>800</u>	<u>383,</u> <u>200</u>			
67	251, 900	286, 100	<u>320,</u> <u>500</u>	<u>342,</u> <u>500</u>	<u>383,</u> <u>800</u>			
68	252, 200	286, 700	<u>321,</u> <u>200</u>	<u>343,</u> <u>100</u>	<u>384,</u> <u>400</u>			
69	252, 500	287, 300	<u>321,</u> <u>800</u>	<u>343,</u> <u>800</u>	<u>384,</u> <u>800</u>			
70	252, 800	288, 000	<u>322,</u> <u>500</u>	<u>344,</u> <u>300</u>	<u>385,</u> <u>300</u>			
71	253, 100	288, 700	<u>323,</u> <u>100</u>	<u>344,</u> <u>900</u>	<u>385,</u> <u>800</u>			
72	253, 300	289, 300	<u>323,</u> <u>700</u>	<u>345,</u> <u>500</u>	<u>386,</u> <u>300</u>			
73	253, 500	289, 900	<u>324,</u> <u>300</u>	<u>345,</u> <u>800</u>	<u>386,</u> <u>900</u>			
74	253, 800	290, 400	<u>324,</u> <u>500</u>	<u>346,</u> <u>400</u>	<u>387,</u> <u>400</u>			
75	254, 100	290, 800	<u>325,</u> <u>000</u>	<u>346,</u> <u>900</u>	<u>388,</u> <u>000</u>			

76	254, 300	291, 200	<u>327,</u> <u>500</u>	<u>349,</u> <u>300</u>	<u>392,</u> <u>200</u>		
77	254, 500	291, 600	<u>328,</u> <u>100</u>	<u>349,</u> <u>600</u>	<u>392,</u> <u>600</u>		
78	254, 800	291, 900	<u>328,</u> <u>600</u>	<u>349,</u> <u>900</u>			
79	255, 100	292, 200	<u>329,</u> <u>000</u>	<u>350,</u> <u>100</u>			
80	255, 300	292, 500	<u>329,</u> <u>500</u>	<u>350,</u> <u>400</u>			
81	255, 500	292, 800	<u>330,</u> <u>000</u>	<u>350,</u> <u>900</u>			
82	255, 800	293, 100	<u>330,</u> <u>400</u>	<u>351,</u> <u>200</u>			
83	256, 100	293, 400	<u>330,</u> <u>600</u>	<u>351,</u> <u>500</u>			
84	256, 300	293, 700	<u>330,</u> <u>900</u>	<u>351,</u> <u>800</u>			
85	256, 500	293, 900	<u>331,</u> <u>300</u>	<u>352,</u> <u>200</u>			
86		294, 100	<u>331,</u> <u>700</u>	<u>352,</u> <u>500</u>			
87		294, 300	<u>332,</u> <u>000</u>	<u>352,</u> <u>800</u>			
88		294, 500	<u>332,</u> <u>300</u>	<u>353,</u> <u>100</u>			
89		294, 900	<u>332,</u> <u>600</u>	<u>353,</u> <u>500</u>			
90		295, 100	<u>332,</u> <u>800</u>	<u>353,</u> <u>800</u>			
91		295, 300	<u>333,</u> <u>200</u>	<u>354,</u> <u>100</u>			
92		295, 500	<u>333,</u> <u>500</u>	<u>354,</u> <u>400</u>			
93		295, 900	<u>333,</u> <u>700</u>	<u>354,</u> <u>700</u>			

76	254, 300	291, 200	<u>325,</u> <u>500</u>	<u>347,</u> <u>400</u>	<u>388,</u> <u>600</u>		
77	254, 500	291, 600	<u>326,</u> <u>100</u>	<u>347,</u> <u>900</u>	<u>389,</u> <u>100</u>		
78	254, 800	291, 900	<u>326,</u> <u>600</u>	<u>348,</u> <u>400</u>	<u>389,</u> <u>600</u>		
79	255, 100	292, 200	<u>327,</u> <u>100</u>	<u>348,</u> <u>900</u>	<u>390,</u> <u>100</u>		
80	255, 300	292, 500	<u>327,</u> <u>500</u>	<u>349,</u> <u>300</u>	<u>390,</u> <u>600</u>		
81	255, 500	292, 800	<u>328,</u> <u>100</u>	<u>349,</u> <u>600</u>	<u>390,</u> <u>900</u>		
82	255, 800	293, 100	<u>328,</u> <u>600</u>	<u>349,</u> <u>900</u>	<u>391,</u> <u>400</u>		
83	256, 100	293, 400	<u>329,</u> <u>000</u>	<u>350,</u> <u>100</u>	<u>391,</u> <u>800</u>		
84	256, 300	293, 700	<u>329,</u> <u>500</u>	<u>350,</u> <u>400</u>	<u>392,</u> <u>200</u>		
85	256, 500	293, 900	<u>330,</u> <u>000</u>	<u>350,</u> <u>900</u>	<u>392,</u> <u>600</u>		
86		294, 100	<u>330,</u> <u>400</u>	<u>351,</u> <u>200</u>			
87		294, 300	<u>330,</u> <u>600</u>	<u>351,</u> <u>500</u>			
88		294, 500	<u>330,</u> <u>900</u>	<u>351,</u> <u>800</u>			
89		294, 900	<u>331,</u> <u>300</u>	<u>352,</u> <u>200</u>			
90		295, 100	<u>331,</u> <u>700</u>	<u>352,</u> <u>500</u>			
91		295, 300	<u>332,</u> <u>000</u>	<u>352,</u> <u>800</u>			
92		295, 500	<u>332,</u> <u>300</u>	<u>353,</u> <u>100</u>			
93		295, 900	<u>332,</u> <u>600</u>	<u>353,</u> <u>500</u>			

94		296, 100	<u>334,</u> <u>000</u>	<u>355,</u> <u>100</u>			
95		296, 300	<u>334,</u> <u>300</u>	<u>355,</u> <u>500</u>			
96		296, 600	<u>334,</u> <u>600</u>	<u>355,</u> <u>900</u>			
97		296, 900	<u>334,</u> <u>800</u>	<u>356,</u> <u>400</u>			
98		297, 100	<u>335,</u> <u>100</u>	<u>356,</u> <u>800</u>			
99		297, 300	<u>335,</u> <u>400</u>	<u>357,</u> <u>200</u>			
100		297, 600	<u>335,</u> <u>600</u>	<u>357,</u> <u>600</u>			
101		297, 900	<u>335,</u> <u>800</u>	<u>358,</u> <u>100</u>			
102		298, 100	<u>336,</u> <u>000</u>				
103		298, 300	<u>336,</u> <u>400</u>				
104		298, 600	<u>336,</u> <u>600</u>				
105		298, 900	<u>336,</u> <u>800</u>				
106			<u>337,</u> <u>200</u>				
107			<u>337,</u> <u>600</u>				
108			<u>338,</u> <u>000</u>				
109			<u>338,</u> <u>200</u>				
110							
111							

94		296, 100	<u>332,</u> <u>800</u>	<u>353,</u> <u>800</u>			
95		296, 300	<u>333,</u> <u>200</u>	<u>354,</u> <u>100</u>			
96		296, 600	<u>333,</u> <u>500</u>	<u>354,</u> <u>400</u>			
97		296, 900	<u>333,</u> <u>700</u>	<u>354,</u> <u>700</u>			
98		297, 100	<u>334,</u> <u>000</u>	<u>355,</u> <u>100</u>			
99		297, 300	<u>334,</u> <u>300</u>	<u>355,</u> <u>500</u>			
100		297, 600	<u>334,</u> <u>600</u>	<u>355,</u> <u>900</u>			
101		297, 900	<u>334,</u> <u>800</u>	<u>356,</u> <u>400</u>			
102		298, 100	<u>335,</u> <u>100</u>	<u>356,</u> <u>800</u>			
103		298, 300	<u>335,</u> <u>400</u>	<u>357,</u> <u>200</u>			
104		298, 600	<u>335,</u> <u>600</u>	<u>357,</u> <u>600</u>			
105		298, 900	<u>335,</u> <u>800</u>	<u>358,</u> <u>100</u>			
106			<u>336,</u> <u>000</u>				
107			<u>336,</u> <u>400</u>				
108			<u>336,</u> <u>600</u>				
109			<u>336,</u> <u>800</u>				
110			<u>337,</u> <u>200</u>				
111			<u>337,</u> <u>600</u>				

職員 以外 の 職員	6	216,7 00	250,4 00	<u>284.3</u> 00	<u>298.0</u> 00	<u>324.5</u> 00	<u>370.9</u> 00
	7	218,5 00	251,3 00	<u>284.8</u> 00	<u>298.6</u> 00	<u>325.7</u> 00	<u>372.9</u> 00
	8	220,2 00	252,2 00	<u>285.3</u> 00	<u>299.1</u> 00	<u>326.9</u> 00	<u>374.9</u> 00
	9	221,9 00	253,1 00	<u>285.8</u> 00	<u>299.6</u> 00	<u>328.0</u> 00	<u>376.6</u> 00
	10	223,9 00	254,3 00	<u>286.3</u> 00	<u>300.2</u> 00	<u>329.2</u> 00	<u>378.7</u> 00
	11	225,8 00	255,4 00	<u>286.8</u> 00	<u>300.8</u> 00	<u>330.3</u> 00	<u>380.8</u> 00
	12	227,7 00	256,3 00	<u>287.3</u> 00	<u>301.3</u> 00	<u>331.4</u> 00	<u>382.8</u> 00
	13	229,6 00	257,1 00	<u>287.8</u> 00	<u>301.8</u> 00	<u>332.5</u> 00	<u>384.7</u> 00
	14	231,6 00	257,8 00	<u>288.3</u> 00	<u>302.5</u> 00	<u>333.7</u> 00	<u>386.3</u> 00
	15	233,6 00	258,5 00	<u>288.8</u> 00	<u>303.2</u> 00	<u>334.8</u> 00	<u>388.1</u> 00
	16	235,6 00	259,4 00	<u>289.3</u> 00	<u>303.9</u> 00	<u>335.9</u> 00	<u>389.9</u> 00
	17	237,6 00	260,5 00	<u>289.8</u> 00	<u>304.6</u> 00	<u>337.0</u> 00	<u>391.6</u> 00
	18	239,6 00	261,6 00	<u>290.3</u> 00	<u>305.5</u> 00	<u>338.2</u> 00	<u>393.3</u> 00
	19	241,7 00	262,7 00	<u>290.8</u> 00	<u>306.4</u> 00	<u>339.3</u> 00	<u>395.2</u> 00
	20	243,7 00	263,8 00	<u>291.3</u> 00	<u>307.3</u> 00	<u>340.4</u> 00	<u>396.9</u> 00
	21	245,6 00	264,9 00	<u>291.8</u> 00	<u>308.1</u> 00	<u>341.5</u> 00	<u>398.6</u> 00
	22	246,8 00	266,0 00	<u>292.3</u> 00	<u>309.0</u> 00	<u>342.7</u> 00	<u>400.3</u> 00
	23	248,0 00	267,1 00	<u>292.8</u> 00	<u>309.9</u> 00	<u>343.8</u> 00	<u>402.1</u> 00
職員 以外 の 職員	6	216,7 00	250,4 00	<u>282.3</u> 00	<u>295.8</u> 00	<u>316.0</u> 00	<u>350.7</u> 00
	7	218,5 00	251,3 00	<u>282.8</u> 00	<u>296.4</u> 00	<u>317.1</u> 00	<u>352.4</u> 00
	8	220,2 00	252,2 00	<u>283.3</u> 00	<u>296.9</u> 00	<u>318.2</u> 00	<u>354.0</u> 00
	9	221,9 00	253,1 00	<u>283.8</u> 00	<u>297.4</u> 00	<u>319.3</u> 00	<u>355.5</u> 00
	10	223,9 00	254,3 00	<u>284.3</u> 00	<u>298.0</u> 00	<u>320.3</u> 00	<u>357.2</u> 00
	11	225,8 00	255,4 00	<u>284.8</u> 00	<u>298.6</u> 00	<u>321.3</u> 00	<u>358.9</u> 00
	12	227,7 00	256,3 00	<u>285.3</u> 00	<u>299.1</u> 00	<u>322.3</u> 00	<u>360.6</u> 00
	13	229,6 00	257,1 00	<u>285.8</u> 00	<u>299.6</u> 00	<u>323.3</u> 00	<u>362.0</u> 00
	14	231,6 00	257,8 00	<u>286.3</u> 00	<u>300.2</u> 00	<u>324.5</u> 00	<u>363.7</u> 00
	15	233,6 00	258,5 00	<u>286.8</u> 00	<u>300.8</u> 00	<u>325.7</u> 00	<u>365.4</u> 00
	16	235,6 00	259,4 00	<u>287.3</u> 00	<u>301.3</u> 00	<u>326.9</u> 00	<u>367.1</u> 00
	17	237,6 00	260,5 00	<u>287.8</u> 00	<u>301.8</u> 00	<u>328.0</u> 00	<u>368.9</u> 00
	18	239,6 00	261,6 00	<u>288.3</u> 00	<u>302.5</u> 00	<u>329.2</u> 00	<u>370.9</u> 00
	19	241,7 00	262,7 00	<u>288.8</u> 00	<u>303.2</u> 00	<u>330.3</u> 00	<u>372.9</u> 00
	20	243,7 00	263,8 00	<u>289.3</u> 00	<u>303.9</u> 00	<u>331.4</u> 00	<u>374.9</u> 00
	21	245,6 00	264,9 00	<u>289.8</u> 00	<u>304.6</u> 00	<u>332.5</u> 00	<u>376.6</u> 00
	22	246,8 00	266,0 00	<u>290.3</u> 00	<u>305.5</u> 00	<u>333.7</u> 00	<u>378.7</u> 00
	23	248,0 00	267,1 00	<u>290.8</u> 00	<u>306.4</u> 00	<u>334.8</u> 00	<u>380.8</u> 00

24	249,1	268,2	<u>293,3</u>	<u>310,8</u>	<u>344,9</u>	<u>403,8</u>
	00	00	00	00	00	00
25	250,2	269,2	<u>293,8</u>	<u>311,6</u>	<u>346,0</u>	<u>405,4</u>
	00	00	00	00	00	00
26	251,1	270,3	<u>294,4</u>	<u>312,5</u>	<u>347,3</u>	<u>407,1</u>
	00	00	00	00	00	00
27	252,0	271,4	<u>295,2</u>	<u>313,4</u>	<u>348,6</u>	<u>408,9</u>
	00	00	00	00	00	00
28	252,9	272,4	<u>296,0</u>	<u>314,3</u>	<u>349,9</u>	<u>410,7</u>
	00	00	00	00	00	00
29	253,7	273,4	<u>296,7</u>	<u>315,1</u>	<u>351,1</u>	<u>412,2</u>
	00	00	00	00	00	00
30	254,5	274,1	<u>297,5</u>	<u>316,2</u>	<u>352,6</u>	<u>413,7</u>
	00	00	00	00	00	00
31	255,2	274,8	<u>298,3</u>	<u>317,3</u>	<u>354,1</u>	<u>415,2</u>
	00	00	00	00	00	00
32	255,9	275,5	<u>299,1</u>	<u>318,4</u>	<u>355,6</u>	<u>416,5</u>
	00	00	00	00	00	00
33	256,7	276,2	<u>299,8</u>	<u>319,5</u>	<u>356,8</u>	<u>417,6</u>
	00	00	00	00	00	00
34	257,5	276,8	<u>300,6</u>	<u>320,6</u>	<u>358,3</u>	<u>418,7</u>
	00	00	00	00	00	00
35	258,3	277,3	<u>301,4</u>	<u>321,7</u>	<u>359,7</u>	<u>419,8</u>
	00	00	00	00	00	00
36	259,0	277,8	<u>302,1</u>	<u>322,8</u>	<u>361,1</u>	<u>421,0</u>
	00	00	00	00	00	00
37	259,7	278,3	<u>302,9</u>	<u>323,9</u>	<u>362,5</u>	<u>422,3</u>
	00	00	00	00	00	00
38	260,6	278,9	<u>303,7</u>	<u>325,1</u>	<u>363,5</u>	<u>423,4</u>
	00	00	00	00	00	00
39	261,5	279,4	<u>304,5</u>	<u>326,2</u>	<u>364,9</u>	<u>424,6</u>
	00	00	00	00	00	00
40	262,3	279,9	<u>305,3</u>	<u>327,3</u>	<u>366,2</u>	<u>425,7</u>
	00	00	00	00	00	00
41	263,1	280,3	<u>306,0</u>	<u>328,1</u>	<u>367,5</u>	<u>426,9</u>
	00	00	00	00	00	00

24	249,1	268,2	<u>291,3</u>	<u>307,3</u>	<u>335,9</u>	<u>382,8</u>
	00	00	00	00	00	00
25	250,2	269,2	<u>291,8</u>	<u>308,1</u>	<u>337,0</u>	<u>384,7</u>
	00	00	00	00	00	00
26	251,1	270,3	<u>292,3</u>	<u>309,0</u>	<u>338,2</u>	<u>386,3</u>
	00	00	00	00	00	00
27	252,0	271,4	<u>292,8</u>	<u>309,9</u>	<u>339,3</u>	<u>388,1</u>
	00	00	00	00	00	00
28	252,9	272,4	<u>293,3</u>	<u>310,8</u>	<u>340,4</u>	<u>389,9</u>
	00	00	00	00	00	00
29	253,7	273,4	<u>293,8</u>	<u>311,6</u>	<u>341,5</u>	<u>391,6</u>
	00	00	00	00	00	00
30	254,5	274,1	<u>294,4</u>	<u>312,5</u>	<u>342,7</u>	<u>393,3</u>
	00	00	00	00	00	00
31	255,2	274,8	<u>295,2</u>	<u>313,4</u>	<u>343,8</u>	<u>395,2</u>
	00	00	00	00	00	00
32	255,9	275,5	<u>296,0</u>	<u>314,3</u>	<u>344,9</u>	<u>396,9</u>
	00	00	00	00	00	00
33	256,7	276,2	<u>296,7</u>	<u>315,1</u>	<u>346,0</u>	<u>398,6</u>
	00	00	00	00	00	00
34	257,5	276,8	<u>297,5</u>	<u>316,2</u>	<u>347,3</u>	<u>400,3</u>
	00	00	00	00	00	00
35	258,3	277,3	<u>298,3</u>	<u>317,3</u>	<u>348,6</u>	<u>402,1</u>
	00	00	00	00	00	00
36	259,0	277,8	<u>299,1</u>	<u>318,4</u>	<u>349,9</u>	<u>403,8</u>
	00	00	00	00	00	00
37	259,7	278,3	<u>299,8</u>	<u>319,5</u>	<u>351,1</u>	<u>405,4</u>
	00	00	00	00	00	00
38	260,6	278,9	<u>300,6</u>	<u>320,6</u>	<u>352,6</u>	<u>407,1</u>
	00	00	00	00	00	00
39	261,5	279,4	<u>301,4</u>	<u>321,7</u>	<u>354,1</u>	<u>408,9</u>
	00	00	00	00	00	00
40	262,3	279,9	<u>302,1</u>	<u>322,8</u>	<u>355,6</u>	<u>410,7</u>
	00	00	00	00	00	00
41	263,1	280,3	<u>302,9</u>	<u>323,9</u>	<u>356,8</u>	<u>412,2</u>
	00	00	00	00	00	00

42	264,0	280,8	<u>307,0</u>	<u>329,2</u>	<u>368,9</u>	<u>427,9</u>
	00	00	00	00	00	00
43	264,8	281,3	<u>308,0</u>	<u>330,3</u>	<u>370,2</u>	<u>429,0</u>
	00	00	00	00	00	00
44	265,6	281,8	<u>308,9</u>	<u>331,3</u>	<u>371,5</u>	<u>430,1</u>
	00	00	00	00	00	00
45	266,4	282,3	<u>309,8</u>	<u>332,3</u>	<u>373,0</u>	<u>431,1</u>
	00	00	00	00	00	00
46	267,1	282,8	<u>310,8</u>	<u>333,3</u>	<u>374,2</u>	<u>431,6</u>
	00	00	00	00	00	00
47	267,8	283,3	<u>311,8</u>	<u>334,3</u>	<u>375,3</u>	<u>432,2</u>
	00	00	00	00	00	00
48	268,4	283,8	<u>312,7</u>	<u>335,3</u>	<u>376,5</u>	<u>432,6</u>
	00	00	00	00	00	00
49	269,0	284,3	<u>313,6</u>	<u>336,5</u>	<u>377,6</u>	<u>433,2</u>
	00	00	00	00	00	00
50	269,5	284,8	<u>314,6</u>	<u>337,8</u>	<u>378,5</u>	<u>433,7</u>
	00	00	00	00	00	00
51	270,0	285,3	<u>315,6</u>	<u>339,0</u>	<u>379,5</u>	<u>434,1</u>
	00	00	00	00	00	00
52	270,4	285,8	<u>316,6</u>	<u>340,2</u>	<u>380,4</u>	<u>434,6</u>
	00	00	00	00	00	00
53	270,8	286,3	<u>317,4</u>	<u>341,1</u>	<u>381,0</u>	<u>435,1</u>
	00	00	00	00	00	00
54	271,3	286,8	<u>318,4</u>	<u>342,3</u>	<u>381,8</u>	<u>435,5</u>
	00	00	00	00	00	00
55	271,8	287,3	<u>319,4</u>	<u>343,4</u>	<u>382,6</u>	<u>435,8</u>
	00	00	00	00	00	00
56	272,2	287,8	<u>320,3</u>	<u>344,7</u>	<u>383,4</u>	<u>436,1</u>
	00	00	00	00	00	00
57	272,6	288,3	<u>321,2</u>	<u>345,7</u>	<u>384,1</u>	<u>436,5</u>
	00	00	00	00	00	00
58	273,0	289,1	<u>322,2</u>	<u>346,6</u>	<u>384,8</u>	
	00	00	00	00	00	
59	273,4	289,9	<u>323,2</u>	<u>347,7</u>	<u>385,5</u>	
	00	00	00	00	00	

42	264,0	280,8	<u>303,7</u>	<u>325,1</u>	<u>358,3</u>	<u>413,7</u>
	00	00	00	00	00	00
43	264,8	281,3	<u>304,5</u>	<u>326,2</u>	<u>359,7</u>	<u>415,2</u>
	00	00	00	00	00	00
44	265,6	281,8	<u>305,3</u>	<u>327,3</u>	<u>361,1</u>	<u>416,5</u>
	00	00	00	00	00	00
45	266,4	282,3	<u>306,0</u>	<u>328,1</u>	<u>362,5</u>	<u>417,6</u>
	00	00	00	00	00	00
46	267,1	282,8	<u>307,0</u>	<u>329,2</u>	<u>363,5</u>	<u>418,7</u>
	00	00	00	00	00	00
47	267,8	283,3	<u>308,0</u>	<u>330,3</u>	<u>364,9</u>	<u>419,8</u>
	00	00	00	00	00	00
48	268,4	283,8	<u>308,9</u>	<u>331,3</u>	<u>366,2</u>	<u>421,0</u>
	00	00	00	00	00	00
49	269,0	284,3	<u>309,8</u>	<u>332,3</u>	<u>367,5</u>	<u>422,3</u>
	00	00	00	00	00	00
50	269,5	284,8	<u>310,8</u>	<u>333,3</u>	<u>368,9</u>	<u>423,4</u>
	00	00	00	00	00	00
51	270,0	285,3	<u>311,8</u>	<u>334,3</u>	<u>370,2</u>	<u>424,6</u>
	00	00	00	00	00	00
52	270,4	285,8	<u>312,7</u>	<u>335,3</u>	<u>371,5</u>	<u>425,7</u>
	00	00	00	00	00	00
53	270,8	286,3	<u>313,6</u>	<u>336,5</u>	<u>373,0</u>	<u>426,9</u>
	00	00	00	00	00	00
54	271,3	286,8	<u>314,6</u>	<u>337,8</u>	<u>374,2</u>	<u>427,9</u>
	00	00	00	00	00	00
55	271,8	287,3	<u>315,6</u>	<u>339,0</u>	<u>375,3</u>	<u>429,0</u>
	00	00	00	00	00	00
56	272,2	287,8	<u>316,6</u>	<u>340,2</u>	<u>376,5</u>	<u>430,1</u>
	00	00	00	00	00	00
57	272,6	288,3	<u>317,4</u>	<u>341,1</u>	<u>377,6</u>	<u>431,1</u>
	00	00	00	00	00	00
58	273,0	289,1	<u>318,4</u>	<u>342,3</u>	<u>378,5</u>	<u>431,6</u>
	00	00	00	00	00	00
59	273,4	289,9	<u>319,4</u>	<u>343,4</u>	<u>379,5</u>	<u>432,2</u>
	00	00	00	00	00	00

60	273,8	290,6	<u>324,1</u>	<u>348,9</u>	<u>386,1</u>	
	00	00	00	00	00	
61	274,2	291,3	<u>325,0</u>	<u>350,0</u>	<u>386,7</u>	
	00	00	00	00	00	
62	274,6	292,2	<u>326,2</u>	<u>351,2</u>	<u>387,3</u>	
	00	00	00	00	00	
63	275,0	293,1	<u>327,4</u>	<u>352,4</u>	<u>388,0</u>	
	00	00	00	00	00	
64	275,4	293,9	<u>328,6</u>	<u>353,4</u>	<u>388,6</u>	
	00	00	00	00	00	
65	275,8	294,7	<u>329,3</u>	<u>354,4</u>	<u>389,3</u>	
	00	00	00	00	00	
66	276,2	295,6	<u>330,4</u>	<u>355,4</u>	<u>389,8</u>	
	00	00	00	00	00	
67	276,6	296,4	<u>331,5</u>	<u>356,5</u>	<u>390,4</u>	
	00	00	00	00	00	
68	277,0	297,2	<u>332,4</u>	<u>357,6</u>	<u>390,9</u>	
	00	00	00	00	00	
69	277,4	298,0	<u>333,5</u>	<u>358,4</u>	<u>391,3</u>	
	00	00	00	00	00	
70	277,9	298,9	<u>334,2</u>	<u>359,5</u>	<u>391,9</u>	
	00	00	00	00	00	
71	278,4	299,8	<u>335,3</u>	<u>360,6</u>	<u>392,4</u>	
	00	00	00	00	00	
72	278,8	300,7	<u>336,4</u>	<u>361,6</u>	<u>392,7</u>	
	00	00	00	00	00	
73	279,2	301,6	<u>337,5</u>	<u>362,3</u>	<u>393,0</u>	
	00	00	00	00	00	
74	279,8	302,5	<u>338,7</u>	<u>363,1</u>	<u>393,5</u>	
	00	00	00	00	00	
75	280,4	303,4	<u>339,8</u>	<u>363,9</u>	<u>393,9</u>	
	00	00	00	00	00	
76	280,9	304,3	<u>340,9</u>	<u>364,6</u>	<u>394,2</u>	
	00	00	00	00	00	
77	281,4	305,1	<u>342,0</u>	<u>365,2</u>	<u>394,5</u>	
	00	00	00	00	00	

60	273,8	290,6	<u>320,3</u>	<u>344,7</u>	<u>380,4</u>	<u>432,6</u>
	00	00	00	00	00	00
61	274,2	291,3	<u>321,2</u>	<u>345,7</u>	<u>381,0</u>	<u>433,2</u>
	00	00	00	00	00	00
62	274,6	292,2	<u>322,2</u>	<u>346,6</u>	<u>381,8</u>	<u>433,7</u>
	00	00	00	00	00	00
63	275,0	293,1	<u>323,2</u>	<u>347,7</u>	<u>382,6</u>	<u>434,1</u>
	00	00	00	00	00	00
64	275,4	293,9	<u>324,1</u>	<u>348,9</u>	<u>383,4</u>	<u>434,6</u>
	00	00	00	00	00	00
65	275,8	294,7	<u>325,0</u>	<u>350,0</u>	<u>384,1</u>	<u>435,1</u>
	00	00	00	00	00	00
66	276,2	295,6	<u>326,2</u>	<u>351,2</u>	<u>384,8</u>	<u>435,5</u>
	00	00	00	00	00	00
67	276,6	296,4	<u>327,4</u>	<u>352,4</u>	<u>385,5</u>	<u>435,8</u>
	00	00	00	00	00	00
68	277,0	297,2	<u>328,6</u>	<u>353,4</u>	<u>386,1</u>	<u>436,1</u>
	00	00	00	00	00	00
69	277,4	298,0	<u>329,3</u>	<u>354,4</u>	<u>386,7</u>	<u>436,5</u>
	00	00	00	00	00	00
70	277,9	298,9	<u>330,4</u>	<u>355,4</u>	<u>387,3</u>	
	00	00	00	00	00	
71	278,4	299,8	<u>331,5</u>	<u>356,5</u>	<u>388,0</u>	
	00	00	00	00	00	
72	278,8	300,7	<u>332,4</u>	<u>357,6</u>	<u>388,6</u>	
	00	00	00	00	00	
73	279,2	301,6	<u>333,5</u>	<u>358,4</u>	<u>389,3</u>	
	00	00	00	00	00	
74	279,8	302,5	<u>334,2</u>	<u>359,5</u>	<u>389,8</u>	
	00	00	00	00	00	
75	280,4	303,4	<u>335,3</u>	<u>360,6</u>	<u>390,4</u>	
	00	00	00	00	00	
76	280,9	304,3	<u>336,4</u>	<u>361,6</u>	<u>390,9</u>	
	00	00	00	00	00	
77	281,4	305,1	<u>337,5</u>	<u>362,3</u>	<u>391,3</u>	
	00	00	00	00	00	

78	282,0	306,1	<u>343,1</u>	<u>365,7</u>	<u>395,0</u>		
	00	00	00	00	00		
79	282,6	307,1	<u>344,1</u>	<u>366,2</u>	<u>395,5</u>		
	00	00	00	00	00		
80	283,1	308,0	<u>345,2</u>	<u>366,7</u>	<u>395,9</u>		
	00	00	00	00	00		
81	283,6	308,5	<u>346,1</u>	<u>367,3</u>	<u>396,2</u>		
	00	00	00	00	00		
82	284,1	309,4	<u>347,1</u>	<u>367,8</u>	<u>396,6</u>		
	00	00	00	00	00		
83	284,6	310,3	<u>348,0</u>	<u>368,3</u>	<u>397,1</u>		
	00	00	00	00	00		
84	285,1	311,1	<u>349,0</u>	<u>368,8</u>	<u>397,5</u>		
	00	00	00	00	00		
85	285,6	311,9	<u>349,9</u>	<u>369,2</u>	<u>397,9</u>		
	00	00	00	00	00		
86	286,1	312,9	<u>350,7</u>	<u>369,6</u>			
	00	00	00	00			
87	286,6	313,9	<u>351,5</u>	<u>370,2</u>			
	00	00	00	00			
88	287,1	314,9	<u>352,3</u>	<u>370,7</u>			
	00	00	00	00			
89	287,6	315,8	<u>352,9</u>	<u>371,0</u>			
	00	00	00	00			
90	288,1	316,9	<u>353,5</u>	<u>371,5</u>			
	00	00	00	00			
91	288,6	317,9	<u>354,1</u>	<u>371,9</u>			
	00	00	00	00			
92	289,1	318,9	<u>354,7</u>	<u>372,2</u>			
	00	00	00	00			
93	289,6	319,7	<u>355,1</u>	<u>372,8</u>			
	00	00	00	00			
94	290,2	320,4	<u>355,5</u>	<u>373,3</u>			
	00	00	00	00			
95	290,8	321,1	<u>356,0</u>	<u>373,8</u>			
	00	00	00	00			

78	282,0	306,1	<u>338,7</u>	<u>363,1</u>	<u>391,9</u>		
	00	00	00	00	00		
79	282,6	307,1	<u>339,8</u>	<u>363,9</u>	<u>392,4</u>		
	00	00	00	00	00		
80	283,1	308,0	<u>340,9</u>	<u>364,6</u>	<u>392,7</u>		
	00	00	00	00	00		
81	283,6	308,5	<u>342,0</u>	<u>365,2</u>	<u>393,0</u>		
	00	00	00	00	00		
82	284,1	309,4	<u>343,1</u>	<u>365,7</u>	<u>393,5</u>		
	00	00	00	00	00		
83	284,6	310,3	<u>344,1</u>	<u>366,2</u>	<u>393,9</u>		
	00	00	00	00	00		
84	285,1	311,1	<u>345,2</u>	<u>366,7</u>	<u>394,2</u>		
	00	00	00	00	00		
85	285,6	311,9	<u>346,1</u>	<u>367,3</u>	<u>394,5</u>		
	00	00	00	00	00		
86	286,1	312,9	<u>347,1</u>	<u>367,8</u>	<u>395,0</u>		
	00	00	00	00	00		
87	286,6	313,9	<u>348,0</u>	<u>368,3</u>	<u>395,5</u>		
	00	00	00	00	00		
88	287,1	314,9	<u>349,0</u>	<u>368,8</u>	<u>395,9</u>		
	00	00	00	00	00		
89	287,6	315,8	<u>349,9</u>	<u>369,2</u>	<u>396,2</u>		
	00	00	00	00	00		
90	288,1	316,9	<u>350,7</u>	<u>369,6</u>	<u>396,6</u>		
	00	00	00	00	00		
91	288,6	317,9	<u>351,5</u>	<u>370,2</u>	<u>397,1</u>		
	00	00	00	00	00		
92	289,1	318,9	<u>352,3</u>	<u>370,7</u>	<u>397,5</u>		
	00	00	00	00	00		
93	289,6	319,7	<u>352,9</u>	<u>371,0</u>	<u>397,9</u>		
	00	00	00	00	00		
94	290,2	320,4	<u>353,5</u>	<u>371,5</u>			
	00	00	00	00			
95	290,8	321,1	<u>354,1</u>	<u>371,9</u>			
	00	00	00	00			

96	291,4	321,7	<u>356,4</u>	<u>374,3</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
97	292,0	322,2	<u>356,9</u>	<u>374,9</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
98	292,5	322,5	<u>357,3</u>	<u>375,4</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
99	293,0	323,1	<u>357,8</u>	<u>375,9</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
100	293,5	323,7	<u>358,2</u>	<u>376,3</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
101	294,0	324,1	<u>358,5</u>	<u>376,9</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
102	294,5	324,7	<u>359,0</u>	<u>377,4</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
103	295,0	325,3	<u>359,4</u>	<u>377,9</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
104	295,4	325,8	<u>359,7</u>	<u>378,4</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
105	295,8	326,2	<u>360,1</u>	<u>379,0</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
106	296,3	326,7	<u>360,6</u>	<u>379,4</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
107	296,8	327,2	<u>361,1</u>	<u>379,9</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
108	297,1	327,7	<u>361,6</u>	<u>380,4</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
109	297,3	328,1	<u>362,1</u>	<u>381,0</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
110	297,6	328,5	<u>362,6</u>			
	00	00	<u>00</u>			
111	297,8	328,8	<u>363,1</u>			
	00	00	<u>00</u>			
112	298,1	329,1	<u>363,5</u>			
	00	00	<u>00</u>			
113	298,4	329,4	<u>363,9</u>			
	00	00	<u>00</u>			

96	291,4	321,7	<u>354,7</u>	<u>372,2</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
97	292,0	322,2	<u>355,1</u>	<u>372,8</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
98	292,5	322,5	<u>355,5</u>	<u>373,3</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
99	293,0	323,1	<u>356,0</u>	<u>373,8</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
100	293,5	323,7	<u>356,4</u>	<u>374,3</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
101	294,0	324,1	<u>356,9</u>	<u>374,9</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
102	294,5	324,7	<u>357,3</u>	<u>375,4</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
103	295,0	325,3	<u>357,8</u>	<u>375,9</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
104	295,4	325,8	<u>358,2</u>	<u>376,3</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
105	295,8	326,2	<u>358,5</u>	<u>376,9</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
106	296,3	326,7	<u>359,0</u>	<u>377,4</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
107	296,8	327,2	<u>359,4</u>	<u>377,9</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
108	297,1	327,7	<u>359,7</u>	<u>378,4</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
109	297,3	328,1	<u>360,1</u>	<u>379,0</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
110	297,6	328,5	<u>360,6</u>	<u>379,4</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
111	297,8	328,8	<u>361,1</u>	<u>379,9</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
112	298,1	329,1	<u>361,6</u>	<u>380,4</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		
113	298,4	329,4	<u>362,1</u>	<u>381,0</u>		
	00	00	<u>00</u>	<u>00</u>		

114	298,6	329,8	<u>364,3</u>			
	00	00	<u>00</u>			
115	298,9	330,1	<u>364,8</u>			
	00	00	<u>00</u>			
116	299,1	330,4	<u>365,3</u>			
	00	00	<u>00</u>			
117	299,4	330,6	<u>365,7</u>			
	00	00	<u>00</u>			
118	299,7	330,9	<u>366,2</u>			
	00	00	<u>00</u>			
119	300,0	331,2	<u>366,7</u>			
	00	00	<u>00</u>			
120	300,3	331,4	<u>367,2</u>			
	00	00	<u>00</u>			
121	300,6	331,6	<u>367,5</u>			
	00	00	<u>00</u>			
122	301,0	331,9				
	00	00				
123	301,3	332,2				
	00	00				
124	301,6	332,5				
	00	00				
125	301,8	332,7				
	00	00				
126	302,0	333,0				
	00	00				
127	302,3	333,4				
	00	00				
128	302,7	333,6				
	00	00				
129	302,9	333,8				
	00	00				
130	303,2	334,0				
	00	00				
131	303,6	334,4				
	00	00				

114	298,6	329,8	<u>362,6</u>			
	00	00	<u>00</u>			
115	298,9	330,1	<u>363,1</u>			
	00	00	<u>00</u>			
116	299,1	330,4	<u>363,5</u>			
	00	00	<u>00</u>			
117	299,4	330,6	<u>363,9</u>			
	00	00	<u>00</u>			
118	299,7	330,9	<u>364,3</u>			
	00	00	<u>00</u>			
119	300,0	331,2	<u>364,8</u>			
	00	00	<u>00</u>			
120	300,3	331,4	<u>365,3</u>			
	00	00	<u>00</u>			
121	300,6	331,6	<u>365,7</u>			
	00	00	<u>00</u>			
122	301,0	331,9	<u>366,2</u>			
	00	00	<u>00</u>			
123	301,3	332,2	<u>366,7</u>			
	00	00	<u>00</u>			
124	301,6	332,5	<u>367,2</u>			
	00	00	<u>00</u>			
125	301,8	332,7	<u>367,5</u>			
	00	00	<u>00</u>			
126	302,0	333,0				
	00	00				
127	302,3	333,4				
	00	00				
128	302,7	333,6				
	00	00				
129	302,9	333,8				
	00	00				
130	303,2	334,0				
	00	00				
131	303,6	334,4				
	00	00				

132	304,0	334,6					132	304,0	334,6				
	00	00						00	00				
133	304,2	334,9					133	304,2	334,9				
	00	00						00	00				
134	304,5	335,3					134	304,5	335,3				
	00	00						00	00				
135	304,8	335,7					135	304,8	335,7				
	00	00						00	00				
136	305,1	336,1					136	305,1	336,1				
	00	00						00	00				
137	305,3	336,4					137	305,3	336,4				
	00	00						00	00				
138	305,6	336,8					138	305,6	336,8				
	00	00						00	00				
139	305,9	337,2					139	305,9	337,2				
	00	00						00	00				
140	306,2	337,6					140	306,2	337,6				
	00	00						00	00				
141	306,4	337,9					141	306,4	337,9				
	00	00						00	00				
142	306,8	338,3					142	306,8	338,3				
	00	00						00	00				
143	307,2	338,6					143	307,2	338,6				
	00	00						00	00				
144	307,5	339,0					144	307,5	339,0				
	00	00						00	00				
145	307,7	339,3					145	307,7	339,3				
	00	00						00	00				
146	307,9	339,7					146	307,9	339,7				
	00	00						00	00				
147	308,2	340,1					147	308,2	340,1				
	00	00						00	00				
148	308,6	340,5					148	308,6	340,5				
	00	00						00	00				
149	308,8	340,8					149	308,8	340,8				
	00	00						00	00				

150	309,0	341,2					150	309,0	341,2				
	00	00						00	00				
151	309,3	341,6					151	309,3	341,6				
	00	00						00	00				
152	309,6	342,0					152	309,6	342,0				
	00	00						00	00				
153	310,0	342,3					153	310,0	342,3				
	00	00						00	00				
154	310,2						154	310,2					
	00							00					
155	310,4						155	310,4					
	00							00					
156	310,7						156	310,7					
	00							00					
157	311,0						157	311,0					
	00							00					
158	311,3						158	311,3					
	00							00					
159	311,6						159	311,6					
	00							00					
160	311,9						160	311,9					
	00							00					
161	312,3						161	312,3					
	00							00					
162	312,6						162	312,6					
	00							00					
163	312,9						163	312,9					
	00							00					
164	313,2						164	313,2					
	00							00					
165	313,6						165	313,6					
	00							00					
166	313,9						166	313,9					
	00							00					
167	314,2						167	314,2					
	00							00					

	168	314,5 00							168	314,5 00						
	169	314,9 00							169	314,9 00						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額		定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		239,7 00	260,2 00	267,5 00	277,9 00	294,3 00	331,9 00				239,7 00	260,2 00	267,5 00	277,9 00	294,3 00	331,9 00

第2条 岩美町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
附 則 (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第13条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2～5 略 6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。	附 則 (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第13条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 2～5 略 6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 職員の給与に関する条例第4条第3項、第4項及び第6項から第10項まで及び第9条から<u>第10条</u>まで並びに新給与条例第4条第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 略	7 職員の給与に関する条例第4条第3項、第4項及び第6項から第10項まで及び第9条から<u>第10条の3</u>まで並びに新給与条例第4条第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 略
--	--

職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項について同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項中</u>_____ 及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項について同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定めるものに該当する場合における当該職員を除く。）が、別に定めるところによ	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 略 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>_____のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項について同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項について同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定めるものに該当する場合における当該職員を除く。）が、別に定めるところにより、当該

り、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条の2第1項で「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護

子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等

_____で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

両立支援制度等』という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(部分休業の承認) 第18条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u> _____の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	(部分休業の承認) 第18条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて<u>準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第1条 職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(期末手当の支給制限) 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除	(期末手当の支給制限) 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の支給の一時差止め) 第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除

く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (3) 略 4～6 略	く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (3) 略 4～6 略
--	--

第2条 岩美町水道水源保護条例新旧対照表

改正後	改正前
(罰則) 第12条 第4条の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は5万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第12条 第4条の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は5万円以下の罰金に処する。

岩美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略 (職員) 第30条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）	(食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略 (職員) 第30条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (職員) 第32条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (職員) 第45条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (職員) 第48条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区	(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (職員) 第32条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (職員) 第45条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (職員) 第48条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区
--	--

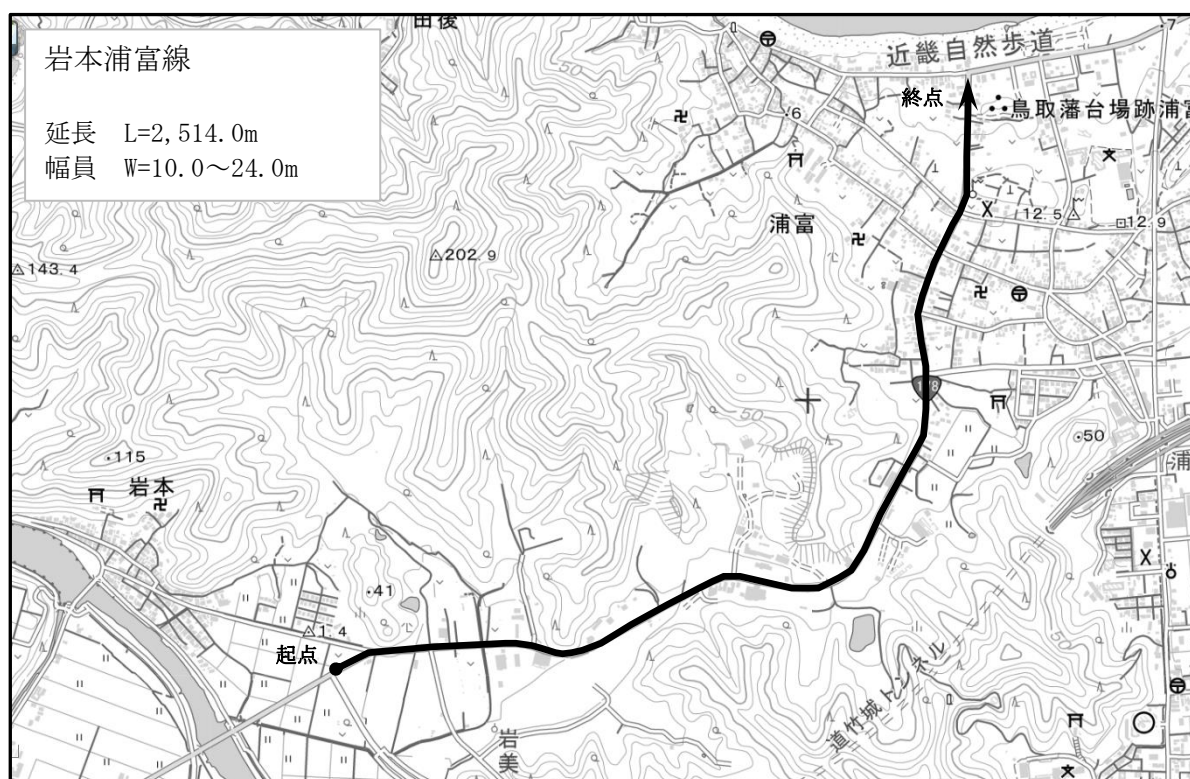
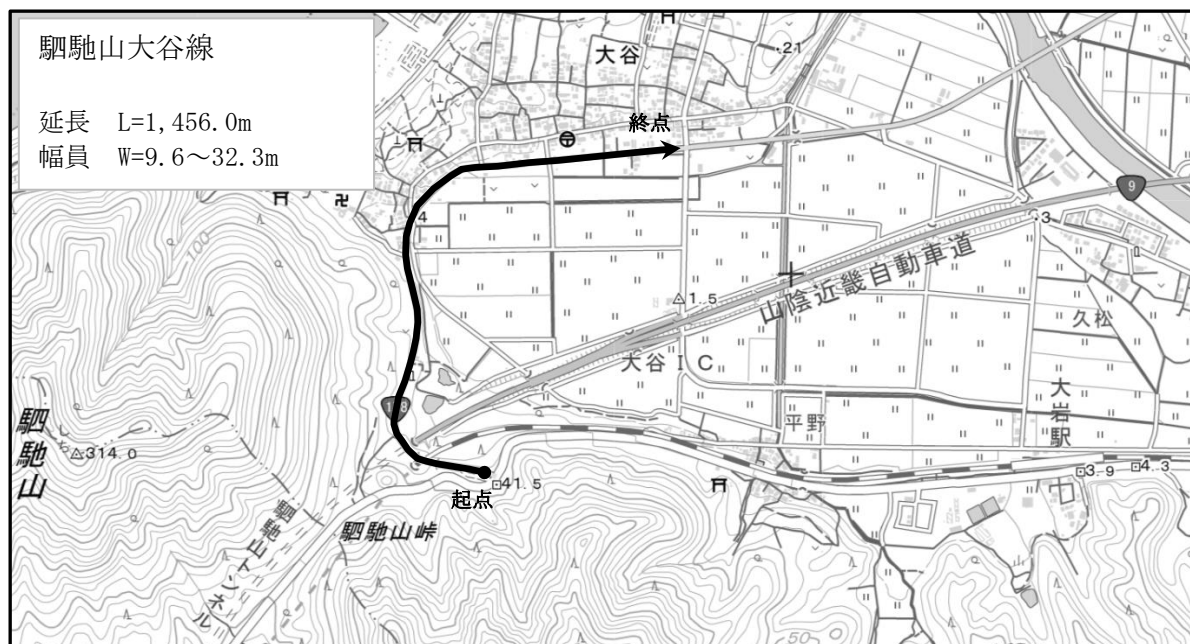
分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1を加えた数以上とし、そのうち半数以上 は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3 第12項第2号の規定に基づき受け入れる 場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>に つき1人 3 略	分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1を加えた数以上とし、そのうち半数以上 は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3 第12項第2号の規定に基づき受け入れる 場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>に つき1人 3 略
---	---

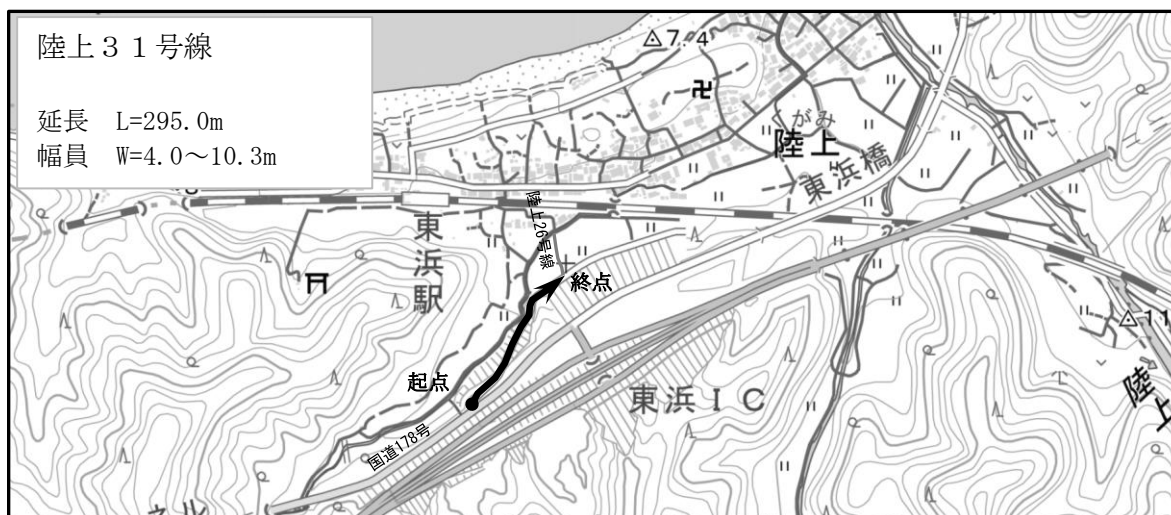
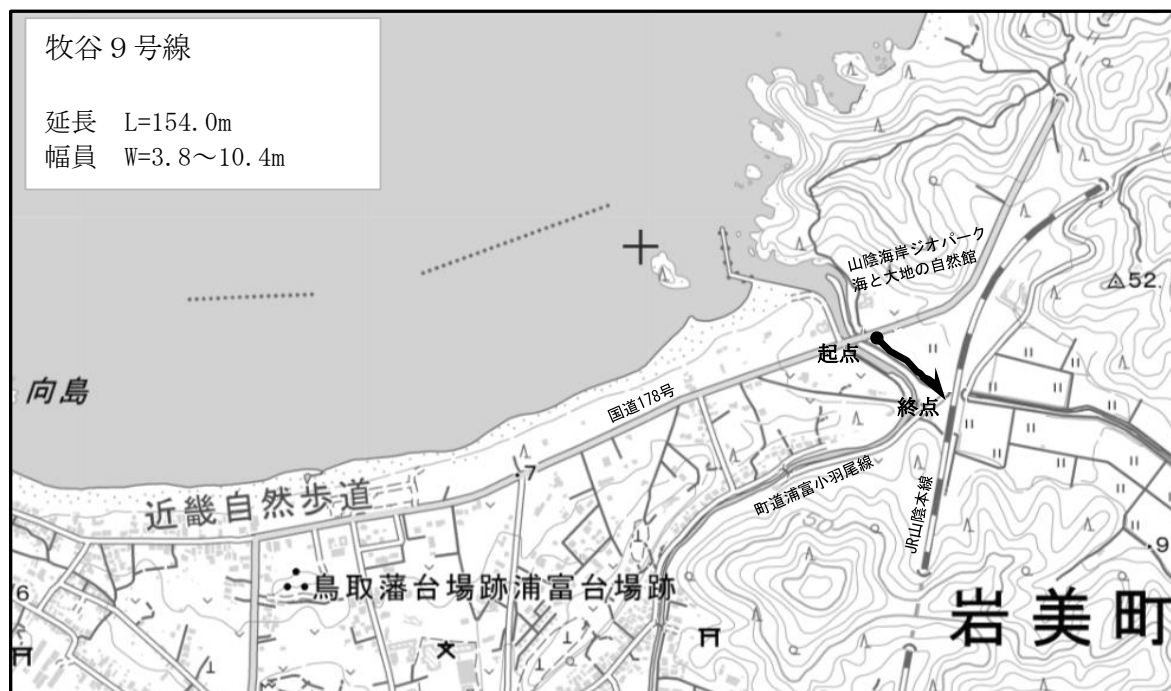
岩美町立東浜海岸野外施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後			改正前	
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）	
<u>区分</u>	<u>時期</u>	利用料金	利用料金	<u>備考</u>
<u>町内</u>	<u>繁忙期</u>	<u>1人3時間につき</u> <u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>1人1回につき</u>
	<u>繁忙期以外</u> <u>の日</u>	<u>1人1回につき</u> <u>100円</u>		
<u>町外</u>	<u>繁忙期</u>	<u>1人3時間につき</u> <u>500円</u>		
	<u>繁忙期以外</u> <u>の日</u>	<u>1人1回につき</u> <u>500円</u>		
<u>備考</u> <u>1 この表において「繁忙期」とは、7月1日から8月31日までの期間をいう。</u>				

町道認定路線図

1 / 2

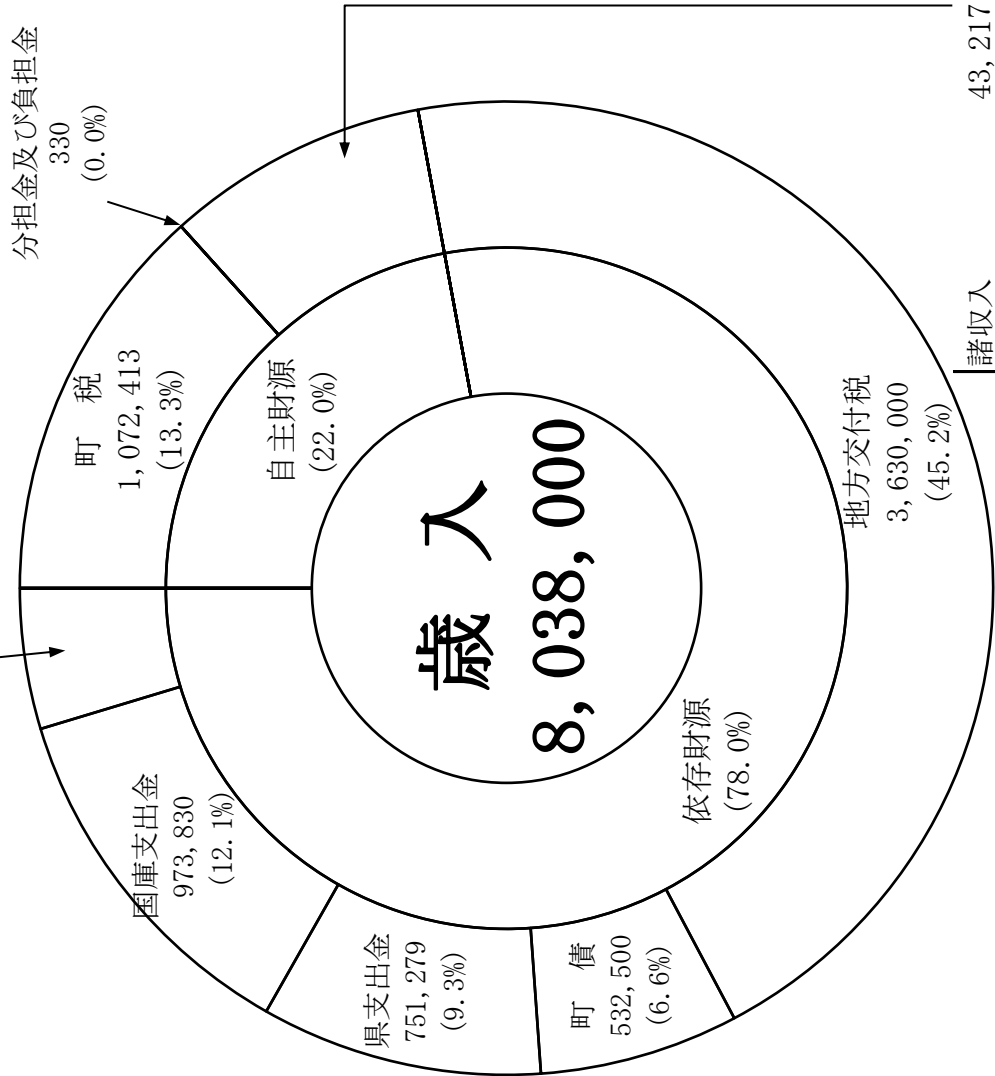




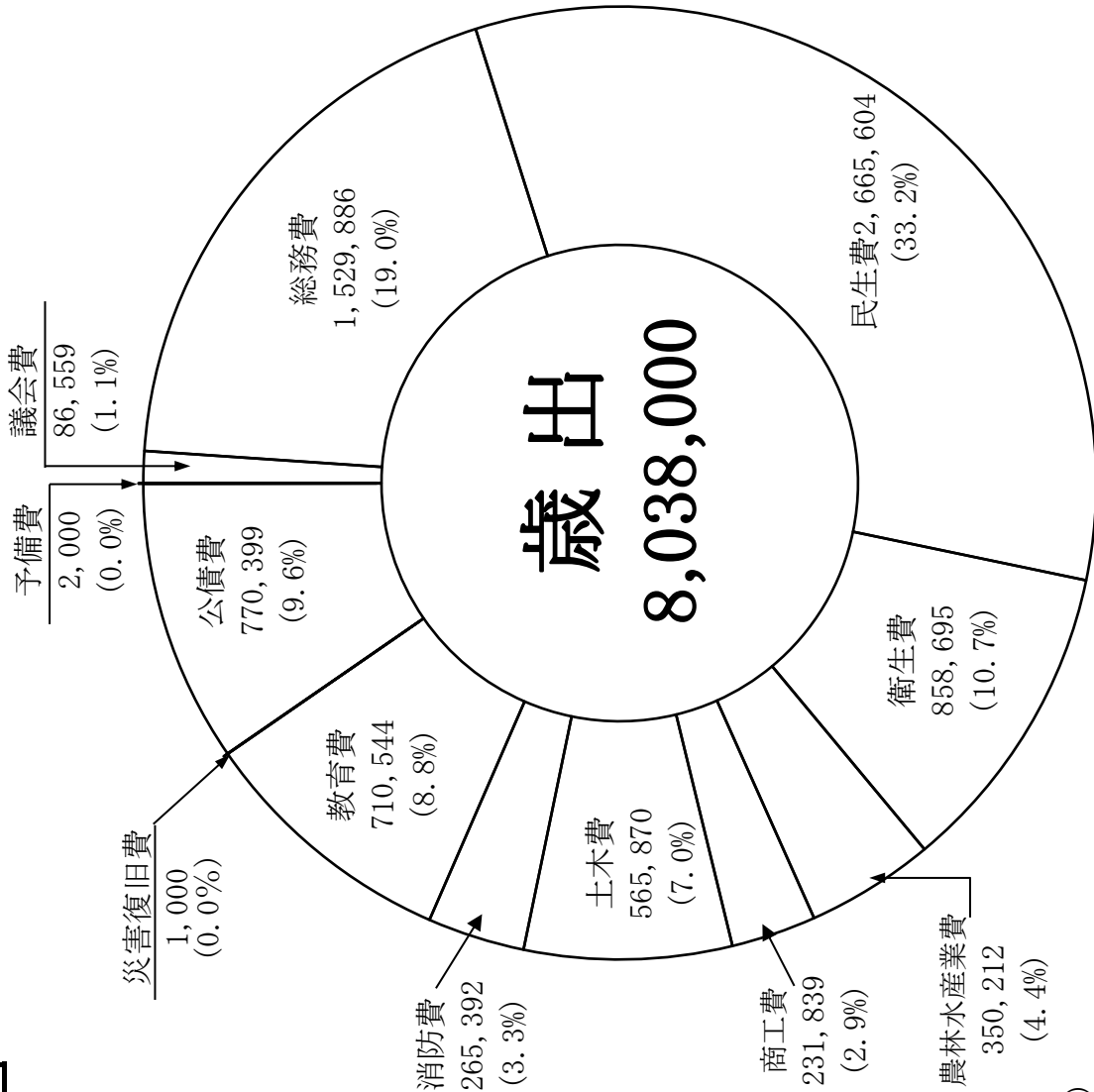
令和7年度 一般会計費目別予算の内訳

【単位：千円、％】

地方譲与税	62,700 (0.8)	自動車税環境性能割交付金	7,400 (0.1)
利子割交付金	800 (0.0)	地方特例交付金	5,000 (0.1)
配当割交付金	6,700 (0.1)	地方消費税交付金	269,100 (3.4)
株式等譲渡所得割交付金	7,900 (0.1)	交通安全対策特別交付金	500 (0.0)
法人事業税交付金	14,800 (0.2)	小 計	375,200 (4.8)
ゴルフ場利用税交付金	300 (0.0)		



諸収入	43,217 (0.5)
財産収入	29,660 (0.4)
繰入金	453,056 (5.6)
使用料及び手数料	74,548 (0.9)
寄附金	101,966 (1.3)
繰越金	1 (0.0)
小 計	702,448 (8.7)



令和7年度一般会計性質別構成図

【单位：%】

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、法人事業税交付金、
ゴルフ場利用税交付金、株式等譲渡所得割交付金、
自動車税環境性能割交付金、地方消費税交付金、
地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

諸収入、財産収入	
繰入金、使用料及び手数料	
寄附金、繰越金	

分担金及び負担金
(0.0)

自主財源 (22.0)		依存財源 (78.0)			
町税 (13.3)	(8.7)	地方交付税 (45.2)	国庫支出金 (12.1)	県支出金 (9.3)	町債 (6.6) (4.8)
町税 (13.6)	(8.1)	地方交付税 (45.6)	国庫支出金 (14.1)	県支出金 (8.2)	町債 (5.1) (5.3)
自主財源 (21.7)		依存財源 (78.3)			

(0.0)		投資的経費			
人	件	費	扶助費	公債費	その他
(23.0)			(13.6)	(9.6)	(8.8)
					(45.0)
(22.5)			(16.0)	(9.7)	(7.4)
					(44.4)
人	件	費	扶助費	公債費	その他

令和7年度

令和6年度

歳

出

歳入歳出予算構成表

(単位：千円、%)

歳 入						歳 出		
科 目	予 算 額	構 成 比	科 目	予 算 額	構 成 比			
1 町 税	1,072,413	13.3	1 議 会 費	86,559	1.1			
2 地方譲与税	62,700	0.8	2 総 務 費	1,529,886	19.0			
3 利子割交付金	800	0.0	3 民 生 費	2,665,604	33.2			
4 配当割交付金	6,700	0.1	4 衛 生 費	858,695	10.7			
5 株式等譲渡所得割交付金	7,900	0.1	5 農林水産業費	350,212	4.4			
6 法人事業税交付金	14,800	0.2	6 商 工 費	231,839	2.9			
7 地方消費税交付金	269,100	3.4	7 土 木 費	565,870	7.0			
8 ゴルフ場利用税交付金	300	0.0	8 消 防 費	265,392	3.3			
9 自動車税環境性能割交付金	7,400	0.1	9 教 育 費	710,544	8.8			
10 地方特例交付金	5,000	0.1	10 災害復旧費	1,000	0.0			
11 地方交付税	3,630,000	45.2	11 公 債 費	770,399	9.6			
12 交通安全対策特別交付金	500	0.0	12 予 備 費	2,000	0.0			
13 分担金及び負担金	330	0.0						
14 使用料及び手数料	74,548	0.9						
15 国庫支出金	973,830	12.1						
16 県支出金	751,279	9.3						
17 財産収入	29,660	0.4						
18 寄 附 金	101,966	1.3						
19 繰 入 金	453,056	5.6						
20 繰 越 金	1	0.0						
21 諸 収 入	43,217	0.5						
22 町 債	532,500	6.6						
合 計	8,038,000	100.0	合 計	8,038,000	100.0			

予 算 寄 附 金 明 細 書

令和7年度 一般会計

(単位：千円)

事 業 名	当初予算額		計	説	明
街路灯維持管理事業	1,374		1,374	修繕 2,609千円×50/100 新設 140千円×50/100	
町道新設改良事業	412		412	事業費 1,000千円×30/100 1,500千円×7.5/100	
林道維持修繕事業	180		180	事業費 1,200千円×30/100×50/100	
ふるさと岩美まちづくり寄附金	100,000		100,000	ふるさと納税 3,500件	
合 計	101,966		101,966		

予 算 投 資 的 事 業

令和7年度 一般会計
普通建設事業費

補助事業費

(単位:千円)

区	分	当 初 予算額		計	財 源 内 訳					補 助 基 本 額	補助率	備 考
					国 県 支出金	地 方 債	分 担 金	その他の 特定財源	一般財源			
児童センター整備事業		274,300		274,300	国 42,948	231,300			52	42,948	国基準額 の上限	本体工事、外構工事等
合併処理浄化槽設置整備事業		3,550		3,550	国 980 県 776				1,794	国 2,940 県 1,552	1/3 1/2	合併処理浄化槽設置補助 4基
町行造林事業		810		810	県 688				122	810	8.5/10	間伐 5ha
林道維持修繕事業		1,200		1,200	県 600		寄 180		420	1,200	1/2	林道院内線水路路肩修繕
町道新設改良事業		131,513		131,513	国 79,750	44,500			7,263	7,013 10,300 112,000	5.65/10 6.0/10 6.215/10	測量設計、舗装修繕、側溝改良、橋梁修繕等
児童センターアクセス道路整備事業		48,200		48,200	国 16,000	28,000			4,200	32,000	5.0/10	新設
計		459,573		459,573	国 139,678 県 2,064	303,800	寄 180		13,851			

普通建設事業費

単独事業費

(単位:千円)

区	分	当初 予算額		計	財 源 内 訳					補助 基本額	補助率	備 考
					国 県 支出金	地 方 債	分 担 金 金 金 寄 附 金	その他の 特定財源	一般財源			
防災行政無線及び情報連絡施設 管理運営費		7,642		7,642		7,000			642			Jーアラート機器更新
役場庁舎昇降機更新事業		26,587		26,587		26,500			87			耐震化及び制御装置等更新
情報通信施設管理運営事業		18,876		18,876				諸	17,567			電柱支障移転対応工事、 ケーブルテレビ等引込工事
交通安全施設整備事業		500		500				繰	200			カーブミラー、区画線等設置
児童センター整備事業		21,200		21,200		21,200						本体工事施工管理費、用地取得費
農業用機械等整備支援事業		31,097		31,097	県 20,731				10,366	62,194	1/3	コンバイン、菌床製造設備等整備補助
単町耕地事業		1,050		1,050	県 525			繰	525	1,050	1/2	農道修繕、水路改良
町道新設改良事業		6,700		6,700		4,000	寄		2,288			舗装修繕
町道陸上中央線改良事業		63,000		63,000		63,000						落石防護柵等設置、斜面掘削等
消防施設の維持管理及び充足		3,000		3,000					3,000			大谷地内、新井地内消火栓移設工事
消防ポンプ積載車購入事業		23,001		23,001		22,800			201			消防ポンプ積載車更新 3台
災害応急復旧事業		2,300		2,300	県 400				1,900	800	1/2	
各小学校空調設備更新事業		7,286		7,286				繰	5,000			空調設備更新
各小学校屋内運動場空調設備設 置検討事業		4,026		4,026	県 2,013			繰	2,000	4,026	1/2	空調設備設置検討業務
岩美南小学校高圧ケーブル更新等 事業		8,245		8,245		7,300			945			高圧ケーブル更新、気中開閉器更新
岩美南小学校スクールバス更新事 業		22,112		22,112					22,112			中型バス車両 1台
岩美中学校空調設備更新事業		3,251		3,251				繰	3,000			空調設備更新
コミュニティーセンター改修事業		1,276		1,276					1,276			小田地区公民館研修室空調設備更新

普通建設事業費			単独事業費			(単位:千円)							
区	分	当初 予算額		計	財 源				内 記		補助 基本額	補助率	備 考
					国 県 支出金	地 方 債	分 担 金	寄 附 金	その他の 特定財源	一般財源			
	計	251,149		251,149	県 23,669	151,800	寄 412	諸 繰 1,309 10,825	63,134				
合	計	710,722		710,722	国 139,678 県 25,733	455,600	寄 592	諸 繰 1,309 10,825	76,985				

各種団体に対する負担金補助金調

(単位：千円)

(町内組織団体に対するもの)

負担金・補助金の名称	令和7年度当初予算額					6年度予算額
	予算額	財源内訳		算出	基礎	
		特定財源	一般財源			
岩美町交通安全協会広報車維持負担金	181		181	定額		181
岩美町交通安全対策協議会交付金	928		928	定額		928
岩美町交通安全指導員会交付金	63		63	定額		63
岩美町交通安全母の会交付金	200		200	定額		200
海上保安協議会負担金	30		30	定額		30
鳥取地区防犯協議会負担金	140		140	定額		140
岩美安全・安心まちづくり推進協議会補助金	100		100	定額		100
区長等活動費交付金	600		600	組織数割		600
自治組織育成交付金	4,220		4,220	世帯数割、均等割		4,220
岩美町更生保護司会交付金	47		47	定額		47
岩美町更生保護女性会補助金	38		38	定額		0
岩美町障がい者歯科診療所運営支援事業費補助金	33		33	一般運営費		38
岩美町民生児童委員協議会活動費補助金	1,400		1,400	一般活動費		1,391
岩美町社会福祉協議会活動費補助金	11,335		11,335	一般活動費等		10,730
障がい者・家族等活動支援補助金	100		100	団体数割		100
岩美町老人クラブ連合会活動費補助金	1,458		1,458	一般活動費等		1,327
老人クラブ（単位クラブ）活動費補助金	1,077		1,077	クラブ数割		1,077
老人福祉センター運営費補助金	0		0	一般運営費		5,969

各種団体に対する負担金補助金調

(単位：千円)

(町内組織団体に対するもの)

負担金・補助金の名称	令和7年度当初予算額					6年度予算額
	予算額	財源内訳		算出	基礎	
		特定財源	一般財源			
部落解放同盟恩志支部活動費補助金	1,832		1,832	定額		713
地域組織活動育成費補助金	358		358	組織数割		358
岩美町農業再生協議会補助金	143		143	一般活動費等		143
土地改良区合同事務運営費補助金	192		192	人件費		960
岩美町水産振興対策協議会補助金	250		250	定額		250
岩美町商工振興促進事業補助金	5,000		5,000	定額		5,000
岩美町シルバー人材センター運営費補助金	6,800		6,800	補助対象経費×1/2以内		6,500
岩美町観光協会補助金	8,741		8,741	定額		4,231
国立公園美化清掃負担金	1,000		1,000	定額		1,000
岩美ライフセービングクラブ活動費補助金	250		250	定額		250
岩美町教育研究会補助金	850		850	定額		850
中学校対外競技等参加事業費補助金	2,834		2,834	費用弁償補助		2,735
岩美町人権教育推進協議会活動助成費補助金	1,775		1,775	一般活動費等		1,850
岩美町青少年育成協議会活動費補助金	1,600		1,600	定額		1,680
岩美町連合婦人会活動助成費補助金	250		250	定額		250
岩美町小中学校PTA連合会活動助成費補助金	50		50	定額		50
岩美町体育会活動費補助金	2,100		2,100	定額		2,100
合 計	55,975	0	55,975			56,061

各種団体に対する負担金補助金調

(町外組織団体に対するもの)

(単位：千円)

負担金・補助金の名称	令和7年度当初予算額					6年度予算額
	予算額	財源内訳		算出基礎		
		特定財源	一般財源			
県議長会負担金	1,786		1,786	平等割、人口割、議員割		1,381
東部町議会議長会負担金	110		110	平等割、人口割、議員割		110
県町村会負担金	462		462	平等割、人口割		354
東部町長会負担金	3,024		3,024	均等割、人口割		2,721
東部危険物保安協会負担金	4		4	定額		4
県行政不服審査会負担金	363		363	定額、実績額		363
県市町村法令外負担金等審査会負担金	5		5	定額		0
県交通安全協会鳥取地区負担金	35		35	所有台数割		35
鳥取安全運転運行管理者協議会負担金	20		20	人数割		0
小さくても輝く自治体フォーラム会費	20		20	定額		20
(財)地域活性化センター会費	70		70	町村割		70
鳥取県地域振興対策協議会負担金 (過疎地域振興部会)	199		199	均等割、過疎債割		123
(財)地方公共団体情報システム機構負担金	45		45	定額		45
国際定期便利用促進協議会負担金	36		36	町村割		36
鳥取空港の利用を促進する懇話会負担金	10		10	定額		10
鳥取空港の利用を促進する懇話会特別負担金 (東京便)	50		50	定額		50
山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議負担金	20		20	定額		20

各種団体に対する負担金補助金調

(町外組織団体に対するもの)

(単位：千円)

負 担 金 ・ 補 助 金 の 名 称	令 和 7 年 度 当 初 予 算 額					6 年 度 予 算 額
	予 算 額	財 源 内 訳		算 出 基 礎		
		特 定 財 源	一 般 財 源			
県東部地域鉄道利用促進実行委員会負担金	500		500 定額			500
武蔵野市友好都市協議会負担金	100		100 定額			100
県水難救済会会費	10		10 定額			10
県防犯連合会賛助金	10		10 定額			10
防衛協会負担金	6		6 定額			6
(財) 資産評価システム研究センター会費	45		45 定額			45
地方税共同機構負担金	1,085		1,085 均等割、税収割、納税義務者割			908
鳥取県市町村税務協議会負担金	465		465 町村割			375
コンビニ交付証明センター運営負担金	691		691 定額			691
県明るい選挙推進協議会連合会負担金	3		3 町村割			3
県町村監査委員協議会分担金	120		120 平等割			130
鳥取保護区保護司会負担金	88		88 均等割、人数割			88
東部心身障害児（者）育成会負担金	43		43 人数割			43
東部4町障害者地域生活支援協議会負担金	0		0 均等割			10
とっとり被害者支援センター負担金	32		32 人口割			32
部落解放・人権政策要求鳥取県実行委員会負担金	24		24 町村割			24
県人権文化センター負担金	152		152 人口割			152

各種団体に対する負担金補助金調

(町外組織団体に対するもの)

(単位：千円)

負 担 金 ・ 補 助 金 の 名 称	令 和 7 年 度 当 初 予 算 額					6 年 度 予 算 額
	予 算 額	財 源 内 訳		算 出 基 礎		
		特定財源	一般財源			
県隣保館連絡協議会負担金	70		70	施設割		70
東部地区隣保館連絡協議会負担金	7		7	定額		7
県人権擁護委員協議会負担金	115		115	人数割		115
県人権保育連絡会負担金	19		19	自治体割、保育所割		19
全国保育協議会分担金	15		15	保育所割		15
児童館連絡協議会負担金	50		50	町村割、施設割		50
自治体病院開設者協議会負担金	47		47	定額		47
県浄化槽推進市町村協議会負担金	7		7	定額、実績割		6
県農業会議拠出金	96		96	均等割、農家戸数割、耕地面積割		96
県農業委員会会長協議会負担金	7		7	定額		7
県農業委員会女性協議会負担金	10		10	人数割		6
県地域振興対策協議会負担金 (山村振興関係部会)	68		68	平等割、林野面積割、山村振興割、全国連盟割		63
県畜産推進機構会費	11		11	平等割		11
鳥取地区農業士会活動助成金	30		30	人数割		30
県土地改良事業団体連合会負担金	17		17	定額		17
鳥取県農業農村整備事業推進協議会費	24		24	定額		24
東部土地改良事業推進協議会負担金	10		10	町村割		10

各種団体に対する負担金補助金調

(町外組織団体に対するもの)
(単位：千円)

負 担 金 ・ 補 助 金 の 名 称	令 和 7 年 度 当 初 予 算 額					6 年 度 予 算 額
	予 算 額	財 源 内 訳		算 出 基 礎		
		特定財源	一般財源			
いなばのジビエ推進協議会負担金	50		50 定額			50
鳥取県治山林道協会負担金	37		37 町村割			23
県緑化推進委員会会費	18		18 定額			18
県港湾・漁港協会負担金（漁港分）	170		170 定額、事業費割			144
県地域振興対策協議会負担金 （水産業振興部会）	75		75 平等割、経営体数割、全国協議会割			75
鳥取港振興会費	10		10 定額			10
鳥取県シルバー人材センター連合会賛助会費	10		10 定額			10
日本の森・滝・渚全国協議会負担金	30		30 定額			30
県観光連盟会費	544		544 定額、受益割			544
山陰観光連盟会費	72		72 会員割			72
県地域振興対策協議会負担金 （観光振興部会）	23		23 定額			23
鳥取自動車道活性化協議会負担金	48		48 会員割			48
自転車を活用したまちづくりを推進する市町村長の 会費	10		10 定額			0
とっとりコンベンションビューロー補助金	100		100 実績割			100
（一社）麒麟のまち観光局（DMO）負担金	1,777		1,777 均等割			2,230
鳥取因幡Gバス負担金	204		204 定額			154
鳥取すごい！ライド負担金	125		125 定額			125

各種団体に対する負担金補助金調

(町外組織団体に対するもの)

(単位：千円)

負 担 金 ・ 補 助 金 の 名 称	令 和 7 年 度 当 初 予 算 額					6 年 度 予 算 額
	予 算 額	財 源 内 訳		算 出 基 礎		
		特 定 財 源	一 般 財 源			
日本遺産「麒麟のまち」推進協議会負担金	520	235	285	定額		150
浦富海岸・鳥取砂丘エリア観光二次交通運行協議会負担金	400		400	均等割		450
山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金	2,106		2,106	均等割、人口割、面積割、海岸延長割		2,106
全国治水砂防協会鳥取県支部年会費	30		30	定額		30
鳥取県道路利用者会議市町村分担金	13		13	定額		13
国道9号整備・山陰自動車道路建設促進鳥取県期成会負担金	28		28	定額		28
鳥取道整備推進協議会負担金	8		8	定額		8
中国国道協会費	30		30	定額		30
日本道路協会費	30		30	定額		0
道路整備促進期成同盟会鳥取県地方協議会負担金	31		31	均等割、事業費割		33
鳥取豊岡宮津自動車道整備推進協議会負担金	40		40	定額		26
中国「道の駅」連絡会費	40		40	定額		50
全国「道の駅」連絡会費	20		20	定額		20
県国土調査推進協議会負担金	113		113	均等割、事業費割		113
県消防協会各町村分担金	231		231	均等割、世帯割		212
東部地区消防協会負担金	325		325	均等割、世帯割		272
岩美消防署管内消防連絡協議会負担金	170		170	定額		170

各種団体に対する負担金補助金調

(町外組織団体に対するもの)

(単位：千円)

負担金・補助金の名称	令和7年度当初予算額					6年度予算額
	予算額	財源内訳		算出基礎	礎	
		特定財源	一般財源			
市町村教育委員会研究協議会負担金	20		20	人口割、教委割		20
東部地区租税教育推進協議会負担金	8		8	定額		13
学校図書館協議会負担金	6		6	学校割		6
町村教育長会負担金	15		15	定額		15
郡学校保健会負担金	23		23	学校割、児童生徒数割		23
鳥取県中学校文化連盟負担金	4		4	学級数割		4
東部地区中学校体育連盟郡負担金	6		6	定額		6
郡小学校体育連盟補助金	0		0	定額		382
自治体国際化協会負担金	736		736	人員割		92
県社会教育協議会負担金	7		7	均等割、人口割、公民館数割、社会教育委員割		7
県社会教育委員連絡協議会費	10		10	定額		10
県公民館連合会負担金	20		20	公民館数割		20
県図書館協会負担金	5		5	定額		5
県スポーツ推進委員協議会負担金	26		26	定額		26
全国スポーツ推進委員連合会費	9		9	定額		9
合計	18,569	235	18,334			17,067

令和7年度 後期高齢者医療特別会計参考資料

1. 被保険者の状況(12月1日現在)

(単位:人)

	R7年度当初 A	R6年度当初 B	比 較 A - B
被保険者数	2,240	2,178	62

2. 令和7年度後期高齢者医療特別会計当初予算(案)

(1)歳入

(単位:千円)

	R7年度当初 A	R6年度当初 B	比 較 A - B	備 考 ※()は前年値
後期高齢者医療保険料	140,814	130,501	10,313	一人あたり 62,863円/人 (59,918円/人)
特別徴収	110,039	101,974	8,065	該当者 1,978人 (1,945人)
普通徴収	30,675	28,427	2,248	該当者 262人 (233人)
過年度分	100	100	0	該当者 14人 (10人)
使用料及び手数料	7	7	0	
広域連合委託金	4,281	4,168	113	健康診査に係る広域連合からの委託金
一般会計繰入金	53,341	54,860	△ 1,519	
保険基盤安定	50,577	52,018	△ 1,441	保険料軽減分
健康診査推進費	415	405	10	健康診査に係る自己負担分助成
その他事務費	2,349	2,437	△ 88	
繰越金	1	1	0	
諸収入	203	203	0	
計	198,647	189,740	8,907	

(2)歳出

(単位:千円)

	R7年度当初 A	R6年度当初 B	比 較 A - B	備 考
一般管理費	7,054	7,019	35	
健康診査推進費	415	405	10	健康診査に係る自己負担分助成
健康診査委託料	4,160	4,051	109	健康診査に係る医療機関への委託料 健診受診予定者 560人 (545/人) 一人あたり経費 7,429円/人 (7,433円/人)
その他事務費	2,479	2,563	△ 84	
広域連合納付金	191,392	182,520	8,872	
保険料	140,815	130,502	10,313	
保険基盤安定	50,577	52,018	△ 1,441	
諸支出金	201	201	0	
計	198,647	189,740	8,907	

令和7年度 国民健康保険特別会計参考資料

1. 国保被保険者数の状況(12月1日現在) (単位:人)

	R7年度当初予算 A	R6年度当初予算 B	比 較 A-B
被保険者数	2,277	2,370	△ 93
被保険者世帯数	1,515	1,576	△ 61
介護保険被保険者数	593	620	△ 27

2. 医療費

	R7年度当初予算				R6年度当初予算			R6年度決算見込		
	総 額 千円	月当り 千円	一人当り 円	一人当り伸び率 対当初比 %	総 額 千円	月当り 千円	一人当り 円	総 額 千円	月当り 千円	一人当り 円
療養給付費	864,000	72,000	379,447	102.7	876,000	73,000	369,620	849,915	70,826	373,261
療 養 費	2,520	210	1,107	99.4	2,640	220	1,114	2,776	231	1,219
高額療養費	168,000	14,000	73,781	104.1	168,000	14,000	70,886	154,172	12,848	67,708
合 計	1,034,520	86,210	454,335	102.9	1,046,640	87,220	441,620	1,006,863	83,905	442,188

3. 国保事業費納付金

	R7年度			R6年度		
	予算額 円	前年度対比		予算額 円	前年度対比	
		円	%		円	%
鳥取県全体	12,369,714,878	388,172,815	103.2	11,981,542,063	△ 1,599,719,558	88.2
岩美町	263,815,652	9,042,471	103.5	254,773,181	△ 52,875,780	82.8
医療給付費分	176,436,996	11,856,607	107.2	164,580,389	△ 49,290,226	77.0
後期支援金分	68,275,744	△ 2,894,778	95.9	71,170,522	△ 3,700,939	95.1
介護納付金分	19,102,912	80,642	100.4	19,022,270	115,385	100.6

4. 国民健康保険税

	R7年度当初予算				R6年度当初予算			
	予算額 千円	前年度対比 %	一人当り 円	前年度対比 %	予算額 千円	前年度対比 %	一人当り 円	前年度対比 %
医療給付費分	95,019	97.6	41,730	101.6	97,330	86.9	41,068	91.3
後期支援金分	47,568	93.8	20,891	97.7	50,686	98.4	21,386	103.4
介護納付金分	14,036	100.2	23,669	104.7	14,012	98.4	22,600	101.1
合 計	156,623	96.7	86,290	101.5	162,028	91.2	85,054	96.6

※一人当り保険税: 予算額÷被保険者数

令和7年度国民健康保険特別会計予算(案) 前年度対比表

(単位:千円)

歳 入				
科 目		令和7年度 当初予算額 A	R6年度 当初予算額 B	比 較 A-B
一般被保険者保険税		163,773	170,328	△ 6,555
医療給付費分現年課税分		95,019	97,330	△ 2,311
後期高齢者支援金現年度分		47,568	50,686	△ 3,118
介護給付費分現年課税分		14,036	14,012	24
医療給付費分滞納繰越分		4,250	4,970	△ 720
後期高齢者支援金滞納繰越分		1,810	2,080	△ 270
介護給付費分滞納繰越分		1,090	1,250	△ 160
退職被保険者保険税		53	74	△ 21
医療給付費分滞納繰越分		50	60	△ 10
後期高齢者支援金滞納繰越分		1	3	△ 2
介護給付費分滞納繰越分		2	11	△ 9
使用料及び手数料		77	76	1
国庫支出金		0	0	0
県支出金		1,066,422	1,081,126	△ 14,704
財産収入		97	111	△ 14
寄附金		1	1	0
繰入金	一般会計	87,741	90,894	△ 3,153
	積立基金	37,563	14,696	22,867
繰越金		1	1	0
諸収入等		109	109	0
計		1,355,837	1,357,416	△ 1,579

歳 出			
科 目	令和7年度 当初予算額 A	R6年度 当初予算額 B	比 較 A-B
総務費	10,421	10,143	278
保険給付費	1,041,500	1,053,620	△ 12,120
療養給付費	864,000	876,000	△ 12,000
療養費	2,520	2,640	△ 120
審査支払手数料	2,268	2,268	0
高額療養費	168,000	168,000	0
高額介護合算療養費	500	500	0
移送費	10	10	0
出産育児一時金	3,002	3,002	0
葬祭費	1,200	1,200	0
国保事業費納付金	263,816	254,775	9,041
財政安定化基金拠出金	1	1	0
保健事業費	30,549	29,573	976
積立金	97	111	△ 14
病院事業繰出金	5,871	5,611	260
その他の諸支出金	1,582	1,582	0
予備費	2,000	2,000	0
計	1,355,837	1,357,416	△ 1,579

重要な資産（医療機械器具等）の取得について

種 類	名 称	新 規 又 は 更 新	目 的	導 入 年 度	耐 用 年 数
医療機器	ハンフリーフィールド アナライザー	更新	緑内障や網膜疾患などの判定や 経過観察のために使用し、診断 に役立てる。	平成14年度	5年
医療機器	マンモグラフィー装置	更新	X線を用いて、乳がん及び乳房 疾患の早期発見を行い、より正 確な画像診断を図る。	平成25年度	6年